

須賀川市一般廃棄物処理基本計画

2024（R6）年2月改定

須賀川市

〈 目 次 〉

【はじめに】

1 須賀川市ごみ処理行政 沿革	1
2 計画改定の趣旨	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の対象地域	6
5 計画の期間	6
6 計画策定の範囲	6

第1章 地域の概況

第1節 地理的概況	8
1 位置・面積	8
2 地勢	9
3 気象	9
第2節 社会的概況	10
1 人口の推移	10
2 年齢別人口の割合	11
3 事業所数及び従業者数	11
4 交通	14

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況	15
1 処理対象ごみ	15
2 ごみ処理・処分の流れ	16
3 ごみ総排出量とごみの性状	17
4 収集・運搬	26
5 中間処理及び最終処分	28
6 ごみ処理経費の推移	33
7 災害廃棄物	34

第2節	ごみ処理の課題	35
1	排出抑制・資源化の課題	35
2	普及・啓発に対する課題	35
3	収集・運搬の課題	35
4	中間処理の課題	35
5	最終処分の課題	35
6	災害廃棄物の課題	36
7	その他の課題	36
第3節	人口及びごみ量の将来予測	37
1	人口の将来予測	37
2	ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）	38
第4節	計画の基本フレーム	39
1	基本理念及び基本方針	39
2	将来のごみ処理の流れ	40
3	数値目標	41
第5節	目標達成に向けた施策の推進	44
1	ごみの適正処理の責任	44
2	ごみ減量化・資源化計画	44
3	収集・運搬計画	46
4	中間処理計画	47
5	最終処分計画	47
6	その他の計画	47

●この計画では、年数を「西暦（略称和暦）年」で表記しています。

例：2023（R5）年

略称和暦は、「M：明治」「T：大正」「S：昭和」「H：平成」「R：令和」です。

●計画中の数値は、四捨五入により個々の数値と計算値が合わない場合があります。

【はじめに】

1 須賀川市ごみ処理行政 沿革

須賀川市（以下、「本市」という。）における一般廃棄物処理事業等の沿革を以下に示します。

年	月	日	須賀川市の概要	備考（関連法令等）
1900 (M33)				「汚物清掃法」制定
1954 (S29)	3	31	岩瀬郡須賀川町、浜田村、西袋村、稲田村、石川郡小塩江村が合併し須賀川市誕生	
	4			「清掃法」制定
			「須賀川市清掃条例」制定（昭和29年条例第60号）	
1955 (S30)	3	1	岩瀬郡仁井田村と合併	
1963 (S38)	1		「須賀川市地方衛生処理組合」設立	
	12			「生活環境施設整備緊急措置法」制定
1967 (S42)	2	1	石川郡大東村と合併	
1968 (S43)	5			「清掃施設整備緊急措置法」制定
1970 (S45)	7		江持不燃物埋立地（1,980㎡）埋立開始（～1978（S53）年7月）	
	12			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」公布
1972 (S47)	4		「須賀川市廃棄物の処理と清掃に関する条例」制定	
	6			「廃棄物処理施設整備緊急措置法」制定 「清掃施設整備緊急措置法」廃止
	12		八幡山埋立地（5,404㎡）埋立開始（～1982（S57）年3月）	
1973 (S48)	1		稲荷町埋立地（5,285㎡）埋立開始（～1982（S57）年3月）	
	第1次オイルショック			
1974 (S49)			ごみ収集業務の一部を民間委託	
1975 (S50)	7		新稲荷町埋立地（3,436㎡）埋立開始（～1980（S55）年3月）	
1978 (S53)	10		前田川埋立地(5,047㎡)埋立開始（～1980（S55）年3月）	
1979 (S54)	4		梅田ごみ集積所(980㎡)埋立開始（～1994（H6）年3月）	
	6		安積田埋立最終処分場（10,536.64㎡）埋立開始（～1986（S61）年3月）	
	10		前田川不燃物埋立地（1,059㎡）埋立開始（～1980（S55）年5月）	
	12		「須賀川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 「須賀川市廃棄物の処理と清掃に関する条例」廃止	
	第2次オイルショック 2度にわたるオイルショックを契機に、資源・エネルギーが有限であることや、大量廃棄物の発生に伴う処分場不足や周辺環境悪化等から、廃棄物の減量化・リサイクルの推進が叫ばれてきた			
1981 (S56)	7		「須賀川市ごみステーション施設設置事業費補助金交付要綱」制定	
1983 (S58)	5			「浄化槽法」制定
	12		新大町廃棄物埋立処分場(5,494㎡)埋立開始（～1991（H3）年3月）	
1985 (S60)	2		新安積田廃棄物埋立処分場（3,300㎡）埋立開始（～1986（S61）年7月）	
	4		ごみ収集業務を全面的に民間委託	
	9		「廃品回収実施団体奨励金交付要綱」制定	
	12		「ごみを考える会設置要綱」制定	
1986 (S61)	4		不燃物のうち、びん及び金属類の資源物について一部町内会・区で分別収集開始	
	8		台風第10号被害	
	11		「生ごみ処理容器設置奨励金交付要綱」制定	
1990 (H2)	3		ごみ焼却施設（100t/16h）稼働開始	
	11		東山地区を除く市内全域で可燃物の収集開始	
1991 (H3)	4			「再生資源の利用の促進に関する法律」制定
1992 (H4)	9		永光院不燃物最終処分場（後期900㎡）埋立開始（～1997（H9）年3月）	

年	月	日	須賀川市の概要	備考（関連法令等）
1993 (H5)	2		「資源物収集協力団体奨励金交付要綱」制定	
	4		「簡易焼却炉設置奨励金交付要綱」制定 資源物収集を市内一部地域で開始	
	8		ごみ収集袋を透明又は半透明に指定	
1995 (H7)	6			「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」制定
1997 (H9)	4		資源物収集を市内全域で実施	
1998 (H10)	3		「須賀川市一般廃棄物処理基本計画」策定	
	4		「簡易焼却炉設置奨励金交付要綱」廃止 「E Mばかし生ごみ処理容器設置奨励金交付要綱」制定 可燃物収集を市内全域で実施	
	6			「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」制定
	8		福島県豪雨	
1999 (H11)	2		ごみ処理広域化県中ブロック検討会設置	
	7			「ダイオキシン類対策特別措置法」制定
2000 (H12)	3		資源物ストックヤード使用開始	
	4		「一般廃棄物処理業(ごみ) 処理量報告要領」制定	
	5			「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」制定
				「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」制定
	6			「循環型社会形成推進基本法」制定 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」制定
8		森宿一般廃棄物最終処分場（2期19,200㎡）埋立開始		
2001 (H13)	4		粗大ごみ収集をステーション回収から戸別回収に変更	
	8		「ごみを考える会設置要綱」廃止 「廃棄物減量等推進審議会」設置	
2002 (H14)	2		「資源物収集協力団体奨励金交付要綱」廃止	
	4		「電動生ごみ処理機等設置奨励金交付要綱」制定 「生ごみ処理容器設置奨励金交付要綱」廃止 「E Mばかし処理容器設置奨励金交付要綱」廃止 「資源回収奨励金及び助成金交付要綱」制定 「廃品回収実施団体奨励金交付要綱」廃止	
	7		台風第6号被害	
				「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」制定
2003 (H15)	3		「須賀川市一般廃棄物処理基本計画」改定	
2004 (H16)	3		「ごみ分別一覧表」配布開始	
2005 (H17)	3		3市町村の合併に伴い「須賀川市一般廃棄物処理基本計画」改定	
	4	1	長沼町及び岩瀬村と合併	
2006 (H18)	6		プラスチック容器の収集を市内全域で開始	
2010 (H22)	7	14	須賀川市クリーンダスト協会（現：須賀川クリーンダスト事業協同組合）と「大規模災害時における一般廃棄物の収集運搬の協力に関する協定」を締結	
2011 (H23)	3	11	東日本大震災	
	3	12	東京電力福島第一原子力発電所1号機における水素爆発による放射性物質の漏洩を伴う原子力事故発生	
	3	14	東京電力福島第一原子力発電所3号機水素爆発発生	
	3	15	東京電力福島第一原子力発電所2・4号機水素爆発発生	
	8			「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」制定
	9		台風第15号被害	

年	月	日	須賀川市の概要	備考（関連法令等）
2012 (H24)	7		須賀川市環境推進員の設置	
	8			「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」制定
2014 (H26)	3		東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理完了	
			現行「須賀川市一般廃棄物処理基本計画」の策定	
2016 (H28)	3		リネットジャパン(株)と「小型家電等宅配回収の連携に関する協定」を締結	
2018 (H30)	3		「第3次須賀川市環境基本計画」策定	
	4		水銀体温計等の回収開始	
	7		ごみ分別アプリ配信開始	
2019 (H31)	3		「須賀川市一般廃棄物処理基本計画」中間改定	
2019 (R1)	4		新ごみ焼却施設(95 t /24 h)竣工	
	5			「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」制定
	6			「改正浄化槽法」制定
	10		令和元年東日本台風（台風第19号）被害	
2020 (R2)	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が流行 2020（R2）年1月～5月 第一波 2020（R2）年5月～2023（R5）年3月 ごみ排出・収集運搬・中間処理・最終処分における感染症対策を講じる			
	6		「須賀川市ごみステーションカラスよけネット購入費補助金交付要綱」制定	
	7		旧ごみ焼却施設解体完了	
2021 (R3)	2	13	令和3年福島県沖地震災害	
	3		第二最終処分場建設工事着工	
	4		新資源物ストックヤードを古紙・乾電池・蛍光灯集積に使用開始 旧資源物ストックヤードをペットボトル等減容に継続使用	
	6			「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」制定
	7	7	須賀川地方クリーン事業協同組合と「災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定」を締結	
2022 (R4)	3		「第3次須賀川市環境基本計画」中間改定	
	3	16	令和4年福島県沖地震災害	
2023 (R5)	5		「須賀川市カーボンニュートラル宣言」発表	
	10		LINEによる粗大ごみ回収予約の受付開始	
2024 (R6)	3		「須賀川市災害廃棄物処理計画」策定 「須賀川市一般廃棄物処理基本計画」改定 ごみ分別アプリ配信終了	
	5		第二最終処分場（11,200㎡）完成予定	

2 計画改定の趣旨

国により、「循環型社会元年」（2000（H12）年）が位置付けられて以降、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」などの各種リサイクル法が制定・改定され、ごみの減量化や資源化が取り組まれてきました。2008（H20）年3月には、「第二次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、「低炭素」や「自然共生社会」とも統合された「持続可能な社会の実現」のイメージが描かれました。

これらの国の法体系の中で、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の基本法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項」の規定に基づき、市では「一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。

福島県では、2022（R4）年度に「福島県廃棄物処理計画」と「福島県循環型社会形成推進計画」を改定しました。さらに市では、2023（R5）年3月に、10年後の須賀川市を見据えた第9次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2023」を策定し、この計画を環境の面から実現することを目指した「第3次須賀川市環境基本計画」を策定しています。

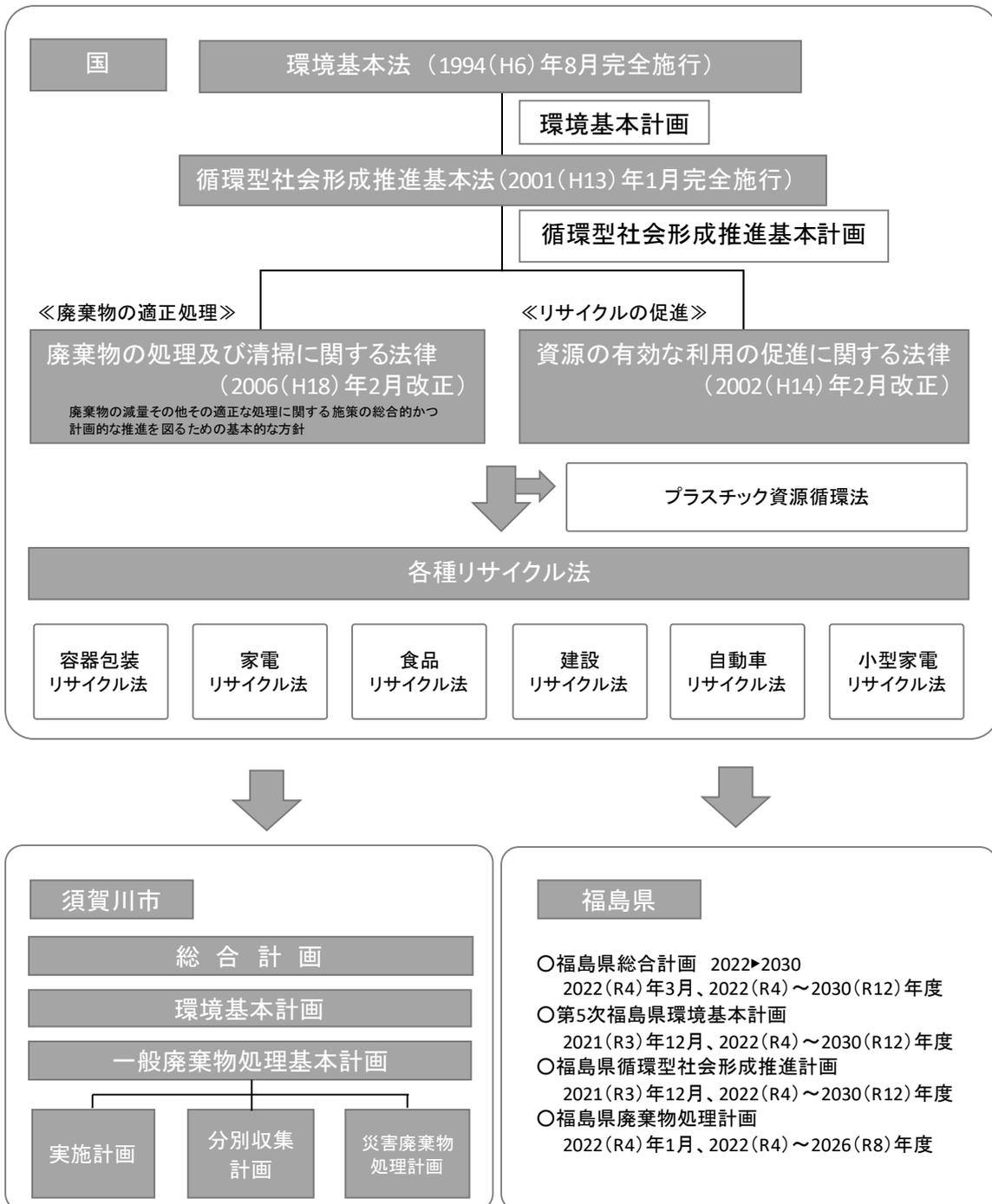
これらを踏まえ、2013（H25）年度から2027（R9）年度までの15年間を計画期間として策定した「一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）」を、国及び県、さらには市の各計画や環境情勢の動きにあわせて見直しを行いました。

本計画は、市民の日常生活や事業所の日常業務から発生する一般廃棄物の適正処理を担うものです。

3 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定しており、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（H30）年6月）」や各種リサイクル法、県の廃棄物処理計画やごみ処理広域化計画を参考としています。さらには、須賀川市総合計画や環境基本計画、災害廃棄物処理計画と整合性を取っています。

なお、本計画に基づき、実施計画等を策定していきます。



4 計画の対象地域

本計画の計画対象地域は、須賀川市の全域とします。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、2013 (H25) 年度を初年度とし、2027 (R9) 年度を最終年度とした、15年間の計画とします。

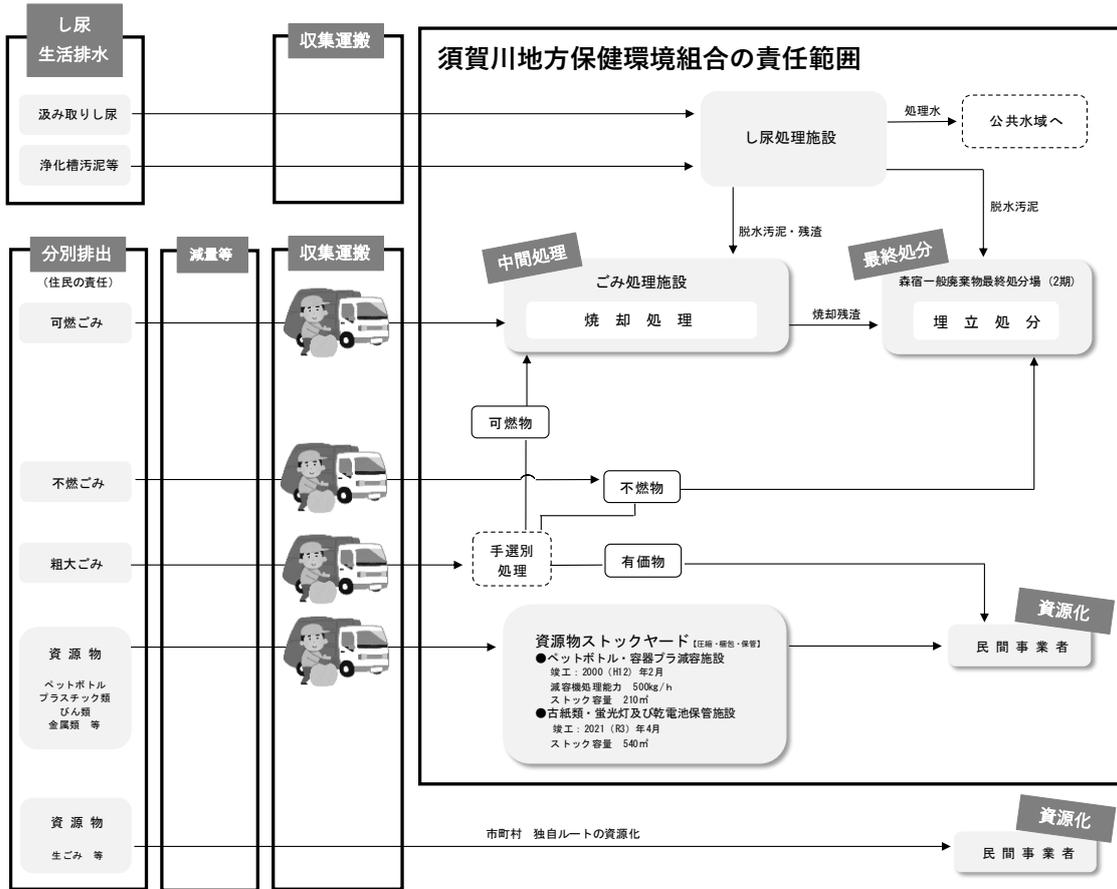
6 計画策定の範囲

本計画は一般廃棄物を対象とした計画です。一般廃棄物とは廃棄物処理法第2条第2項の規定により「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。また、廃棄物処理法では、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されています。

本市は、鏡石町、天栄村とともに、本市域で発生する一般廃棄物について、須賀川地方保健環境組合と適正な処理・処分の役割を分担しています。本市及び須賀川地方保健環境組合では、次に示すように収集運搬、中間処理、最終処分の処理過程によって事業の実施主体が異なっており、このような場合、計画策定主体は、自らの事業範囲を超えてごみ処理計画を策定する必要があります。

本計画では、本市の事務区分である発生抑制、排出抑制計画や収集・運搬計画のみならず、循環型社会構築推進のために、収集運搬から最終処分に至る処理過程において計画内容にずれが生じないように、また、須賀川地方衛生センターにおける処理・処分の円滑な推進のために、須賀川地方保健環境組合との連携・調整を図り、中間処理・最終処分についても整理します。

須賀川市の責任範囲



第1章 地域の概況

第1節 地理的概況

1 位置・面積

本市の位置を図1-1に示します。

本市は、福島県のほぼ中央に位置します。東は平田村、北は郡山市に、西は天栄村、南は鏡石町、玉川村に面しています。面積は、279.43km²であり、県土の約2.0%を占めています。

なお、本市は2005（H17）年4月に旧須賀川市、旧長沼町、旧岩瀬村の合併により、現在の須賀川市となっています（以下、旧須賀川市を「須賀川地域」、旧長沼町を「長沼地域」、旧岩瀬村を「岩瀬地域」という。）。

また、須賀川市、鏡石町、天栄村の3市町村でごみの処理施設の管理運営を担う一部事務組合、須賀川地方保健環境組合を構成しています。



図1-1 本市の位置

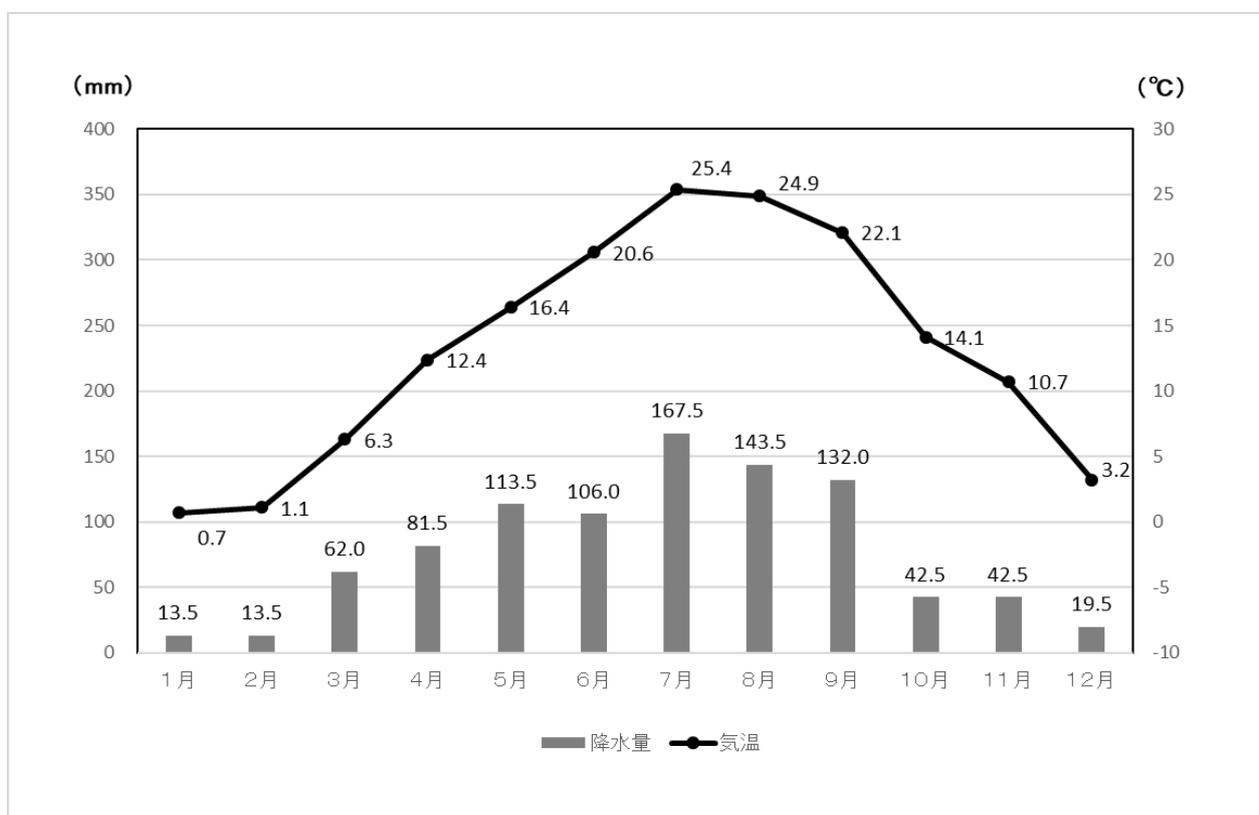
2 地勢

本市は国道4号を挟んで東西に長く、市街地は南北に馬の背のように伸びた丘陵地が広がっています。西に那須山脈、東に阿武隈高地の山並みを望み、市内中心部を阿武隈川がゆったりと流れ、釈迦堂川など東西の山々から多くの河川が合流するなど、緑豊かな美しい自然環境に恵まれたまちです。

3 気象

本市の降水量及び平均気温を図1-2に示します。

総体的には一年を通じて比較的温和で関東地方に近いものの、奥羽山脈の影響を受ける西部地域は、日本内陸型の気候に属し、気温の較差が大きく、1月～3月にかけては北西の季節風が強く吹きます。



参考：須賀川地方広域消防組合

図1-2 本市の降水量及び平均気温（2022（R4）年）

第2節 社会的概況

1 人口の推移

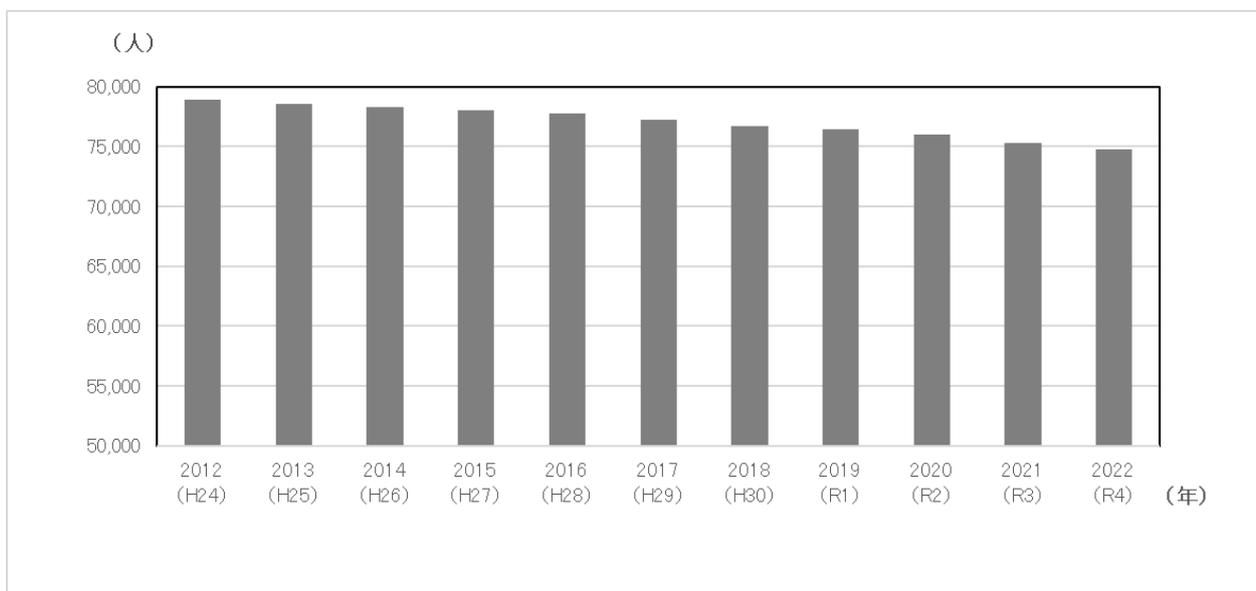
本市の人口の推移を表1-1及び図1-3に示します。

本市の人口は減少傾向にあり、2022（R4）年10月1日現在は74,762人で、2012（H24）年の人口から約5%（約4,100人）減少しています。

表1-1 人口の推移

年	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
人口(人)	78,889	78,578	78,260	78,033	77,764	77,226	76,727	76,434	75,959	75,242	74,762

参考：住民基本台帳（各年10月1日現在）



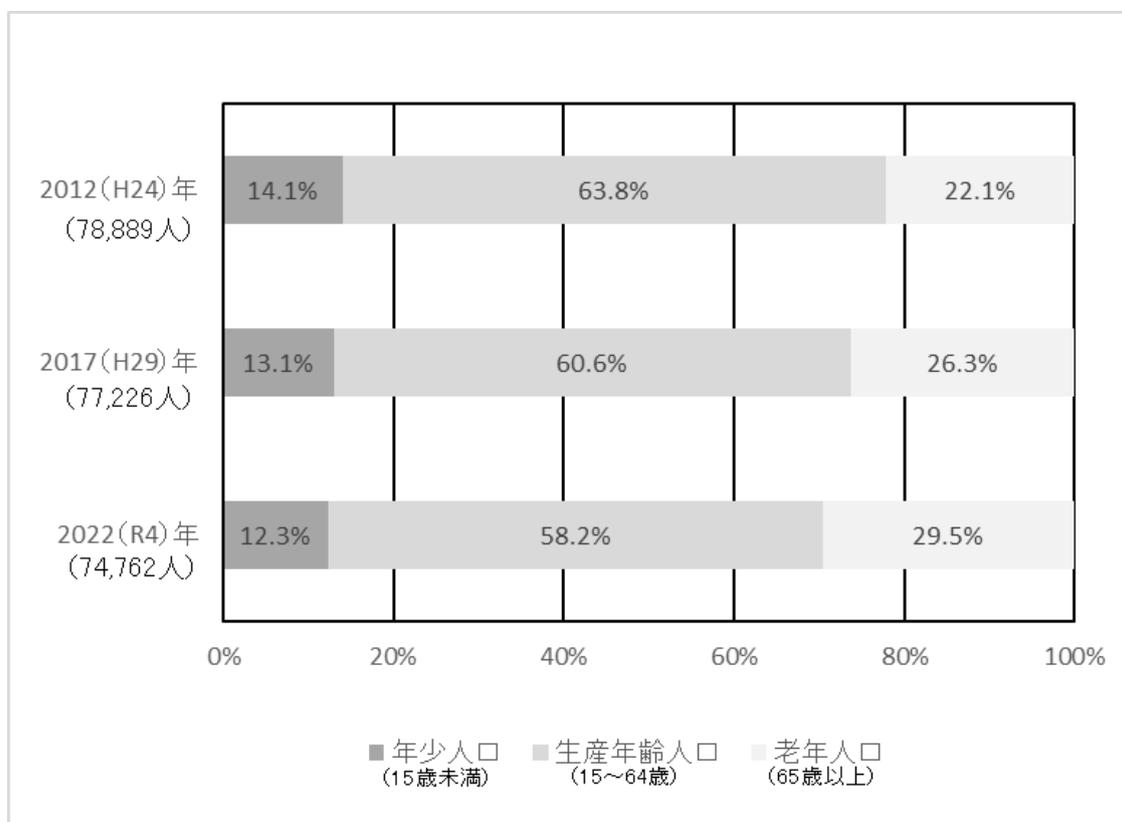
参考：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図1-3 人口の推移

2 年齢別人口の割合

本市の年齢別人口の割合を図 1-4 に示します。

年齢別人口は年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が微減傾向にあり、2022（R4）年時点で、年少人口（15 歳未満）が約 12%、生産年齢人口（15～64 歳）が約 58%、老年人口（65 歳以上）が約 30%となっています。



参考：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

図 1-4 本市の年齢別人口の割合

3 事業所数及び従業者数

(1) 事業所数及び従業者数

本市の事業所数及び従業者数を表 1-2、図 1-5 に示します。2021（R3）年調査の事業所数は 3,080 事業所、従業者数 28,698 人となっています。1 事業所当たりの従業者数をみると、市平均 9.3 人、業種別には「製造業」が最も多く 25.0 人、次いで、「運輸業、郵便業」の 22.3 人となっています。

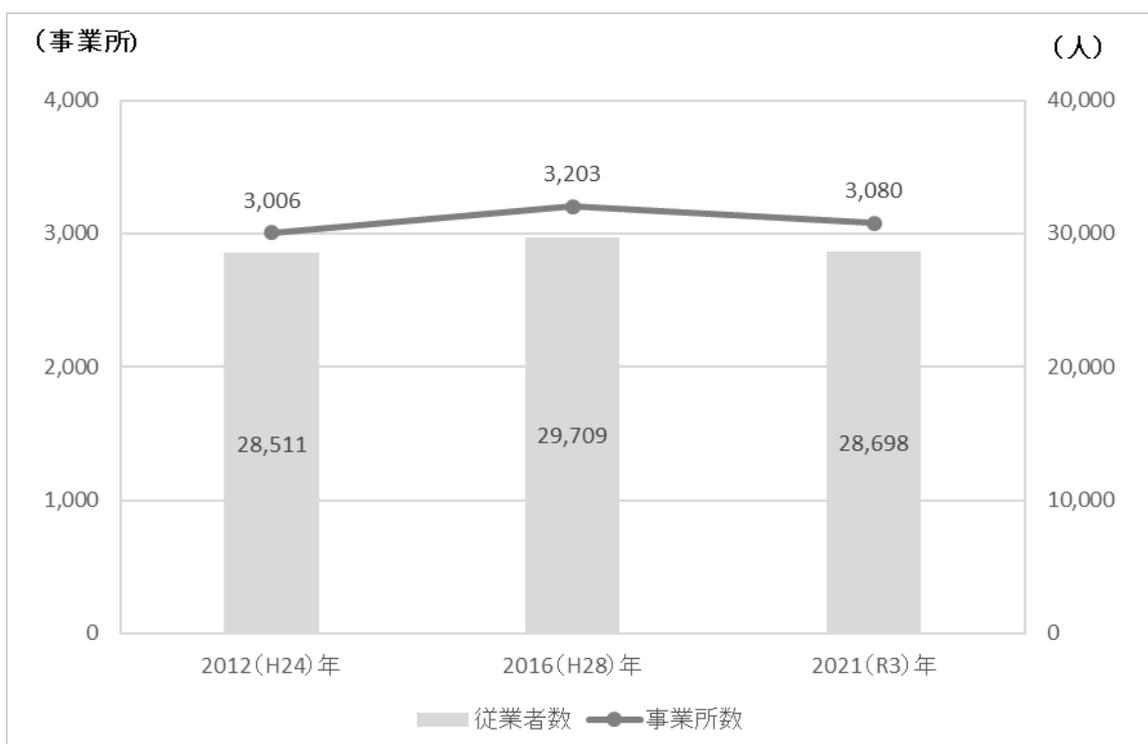
事業所数及び従業者数とも増減しながら、わずかな減少傾向を示しています。

表 1-2 事業所数及び従業者数 (2021 (R3) 年)

業種(大分類)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	1事業所当たり の従業者数 (人/事業所)
総 数	3,080	28,698	9.3
A~B 農林漁業	24	190	7.9
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	2	5	2.5
D 建設業	365	2,460	6.7
E 製造業	277	6,929	25.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9	134	14.9
G 情報通信業	16	176	11.0
H 運輸業, 郵便業	92	2,052	22.3
I 卸売業, 小売業	748	5,676	7.6
J 金融業, 保険業	50	485	9.7
K 不動産業, 物品賃貸業	115	415	3.6
L 学術研究, 専門・技術サービス業	89	404	4.5
M 宿泊業, 飲食サービス業	318	2,005	6.3
N 生活関連サービス業, 娯楽業	312	1,298	4.2
O 教育, 学習支援業	106	555	5.2
P 医療, 福祉	305	3,538	11.6
Q 複合サービス事業	24	454	18.9
R サービス業 (他に分類されないもの)	228	1,922	8.4

参考：経済センサス - 活動調査

※事業所数に業種等不詳事業所を含まない

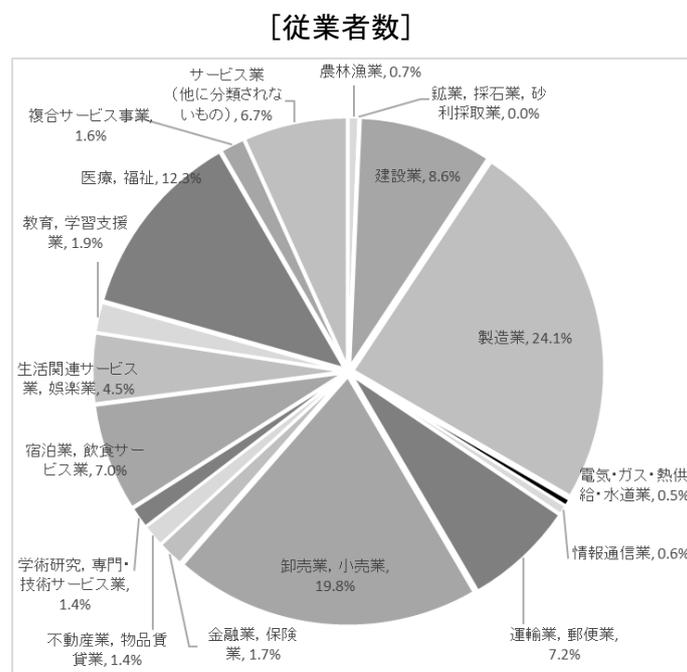
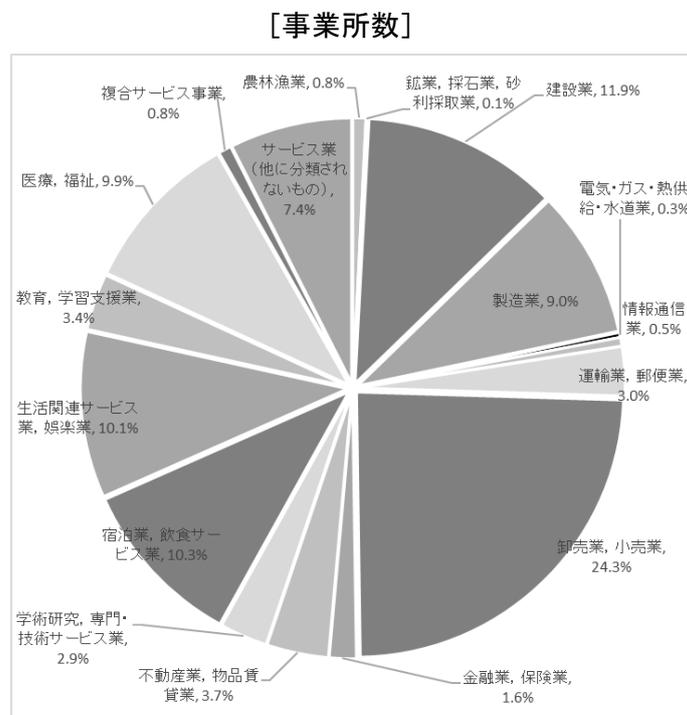


参考：経済センサス - 活動調査

図 1-5 事業所数及び従業者数の推移

(2) 事業所数及び従業者数の業種別割合

本市の事業所数及び従業者数の2021（R3）年の業種別割合を図1-6に示します。
 事業所数は「卸売業、小売業」が24.3%で最も多く、次いで「建設業」の11.9%、「宿泊業・飲食サービス業」の10.3%と続いています。一方、従業者数では「製造業」が24.1%で最も多く、次いで「卸売業・小売業」の19.8%の順になっています。



参考：経済センサス - 活動調査

図1-6 事業所数及び従業者数の業種別割合（2021（R3）年）

4 交通

東北縦貫自動車道、国道4号などの幹線道路やJR東北本線、東北新幹線などにより首都圏や仙台圏へのアクセスが容易であり、国道118号が東西に細長い市域の連絡を円滑にするとともに、JR水郡線とあわせた水戸圏へのアクセスや会津圏とのアクセスを可能としています。

さらに、福島県の空の玄関口、福島空港を有するなど、県内でも高速交通体系に恵まれた地域となっています（図1-7）。

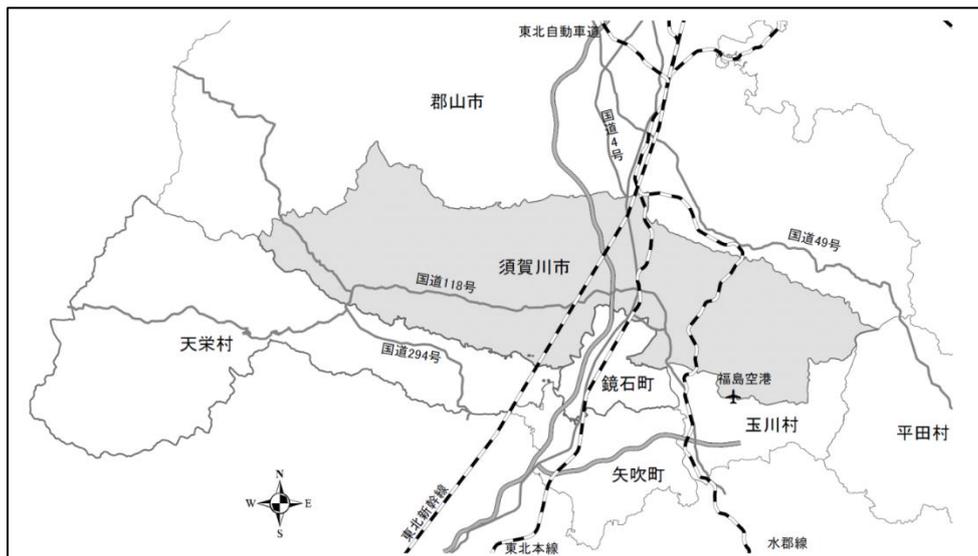


図 1-7 須賀川市の交通

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況

1 処理対象ごみ

本計画は一般廃棄物を対象としています。

本市で発生する一般廃棄物は収集運搬・中間処理・最終処分までの処理過程によって事業主体が異なっています。収集運搬は本市の事務区分ですが、中間処理・最終処分は須賀川地方保健環境組合の事務区分となっています。

本市は、須賀川地方保健環境組合での中間処理・最終処分が須賀川地方衛生センターの施設で円滑かつ適正に実施できるように「処理対象ごみ」として、その性状に基づき表2-1のように区分し、分別収集しています。

なお、須賀川地方衛生センターにおける施設又は設備によって適正に処理できないごみやリサイクルによって有効に再生利用されるべきごみについては、「処理対象外のごみ」として取り扱っており、市の収集はもとより許可業者による搬入や排出者自身の持ち込み（「直接搬入」という。）はできないようになっています。

表 2-1 処理対象ごみの区分

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物1	資源物2
対象ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・布類 ・ゴム製品 ・CD、DVD ・紙おむつ ・プラスチック類 (資源物2以外) ・ビニール類 ・発砲スチロール ・剪定枝 ・皮革製品 ・その他燃えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐熱ガラス ・電球、蛍光管 ・乾電池 ・アルミホイル ・化粧びん ・陶磁器類 ・小型家電製品 ・燃料灰 ・その他燃えないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車 ・たんす ・机 ・布団 ・カーペット ・ベッド ・その他大きさが60cm以上で日常生活から生じたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・びん類 白びん 茶びん その他のびん ・金属類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル ・その他のプラスチック製容器包装 食品トレイ たまごパック いちごパック ・古紙類 紙パック 段ボール 古新聞 雑誌類 包装紙 紙箱

2 ごみ処理・処分の流れ

須賀川地方保健環境組合における本市の一般廃棄物の処理・処分方法の主な流れを図2-1に示します。

可燃ごみはごみ焼却施設で焼却処理されており、不燃ごみは最終処分場で埋立処分されています。

粗大ごみは手選別処理等で可燃物、不燃物、有価物に分別されます。このうち、可燃物は焼却処理、不燃物は最終処分場で埋立処分、有価物は民間事業者へ引き渡されています。

資源物のうち、ペットボトル及びプラスチック類は資源物ストックヤードで圧縮・梱包され民間事業者へ引き渡されています。びん・金属類(缶等)・古紙は資源物ストックヤードで保管され、民間事業者へ引き渡されています。

なお、一部の事業者や市内小中学校から排出される有機性廃棄物については、許可業者を介して市内に存する民間の堆肥化施設で資源化されています。

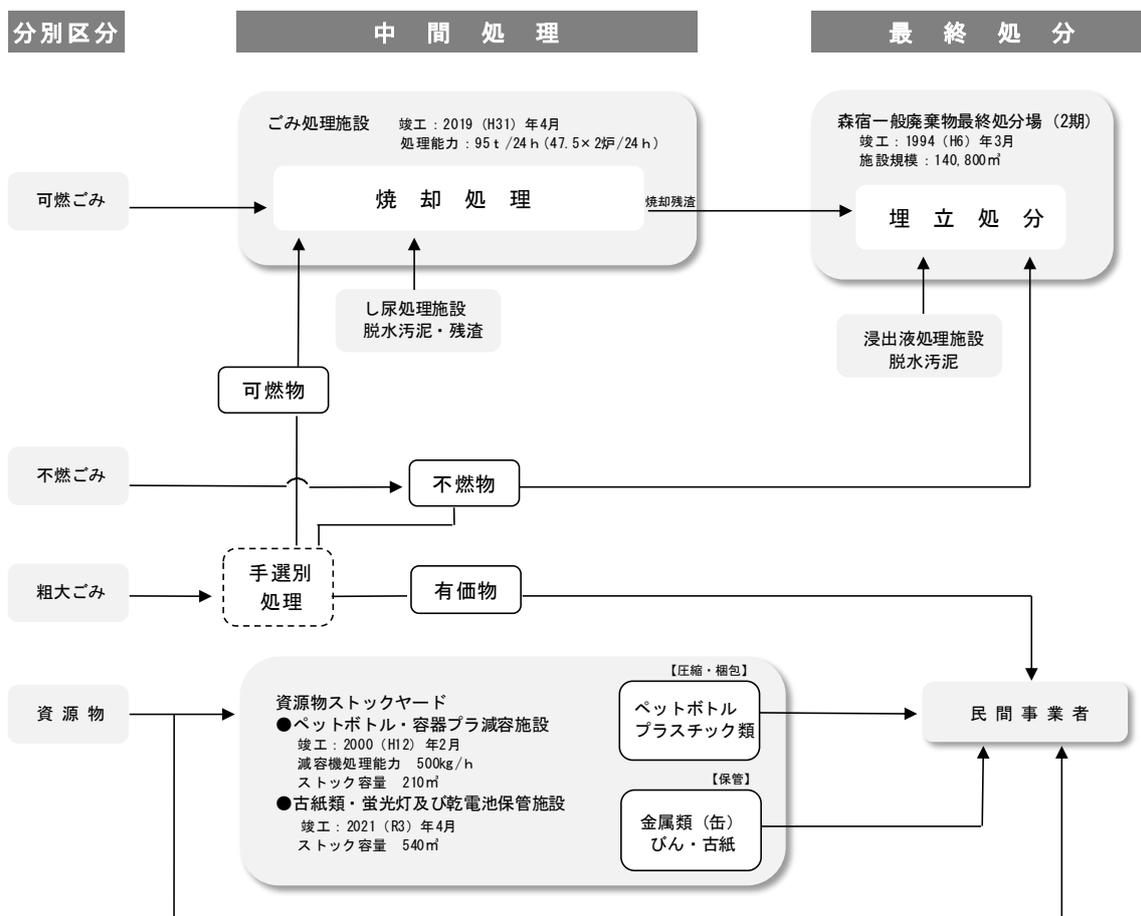


図2-1 ごみ処理・処分の主な流れ (2023 (R5) 年度)

3 ごみ総排出量とごみの性状

(1) ごみ総排出量の推移

本市におけるごみ総排出量の推移を表 2-2 及び図 2-2 に示します。

2022 (R4) 年度のごみ排出量は 27,464t、集団資源回収を加えたごみ総排出量は 27,908t となっています。ごみ排出量は約 2 万 7 千 t～8 千 t 程度で推移しています。

集団資源回収量は、2019(R1) 年末から流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19) による活動自粛の影響により、2019 (R1) 年度から 2022 (R4) 年度にかけて約 3 割減少しています。

表 2-2 ごみ総排出量の推移

項目 \ 年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
家庭系ごみ	20,277	19,840	19,764	19,655	20,514	20,268	19,987
事業系ごみ	7,333	7,565	9,195	9,689	7,758	7,231	7,477
ごみ排出量(t)	27,610	27,405	28,959	29,344	28,272	27,499	27,464
集団回収	783	717	686	597	426	414	444
ごみ総排出量(t)	28,393	28,122	29,645	29,941	28,698	27,913	27,908
人口(人)	77,764	77,226	76,727	76,434	75,959	75,242	74,762

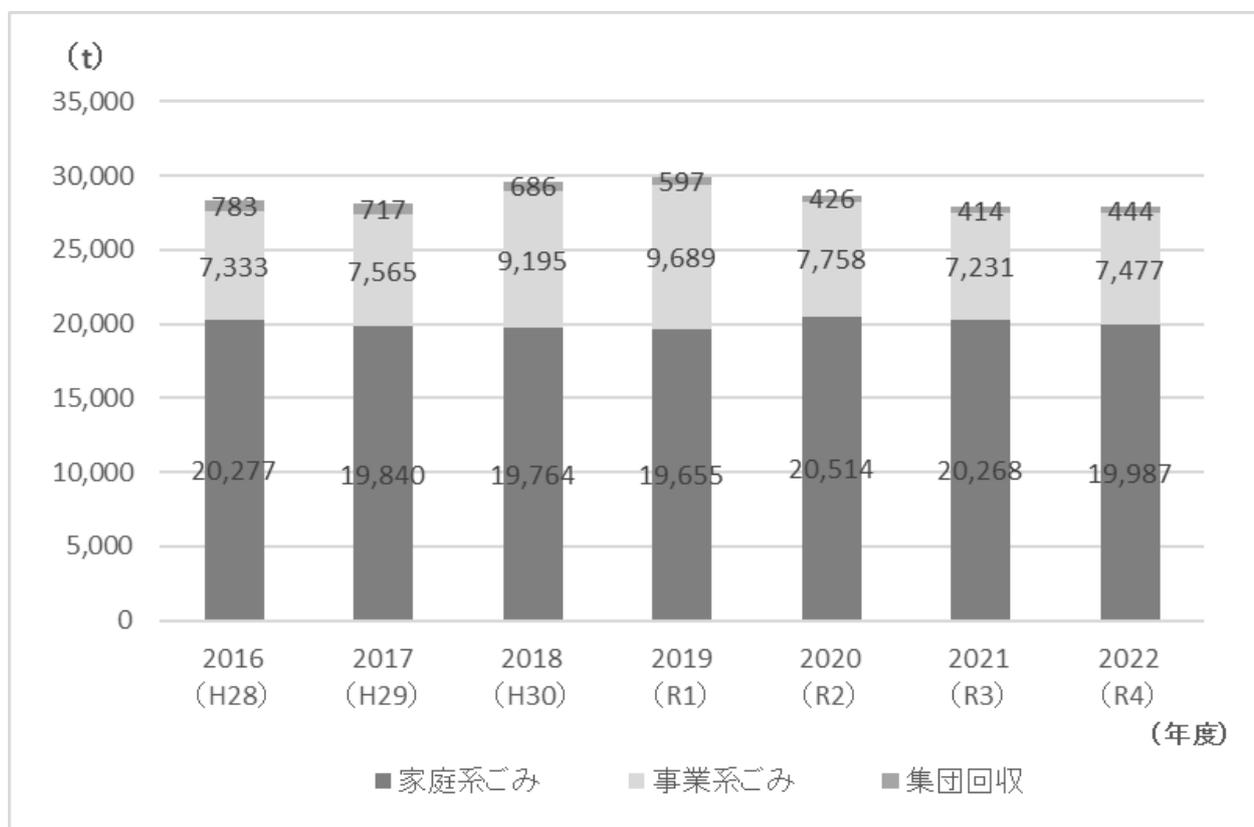


図 2-2 ごみ総排出量の推移

(2) 一人1日当たりのごみ総排出量の推移

本市における一人1日当たりのごみ総排出量の推移を表2-3及び図2-3に示します。
2022(R4)年度の一人1日当たりのごみ排出量は1,006g、一人1日当たりのごみ総排出量は1,022gとなっています。

2021(R3)年度における県平均一人1日当たりのごみ排出量と比較すると、家庭系ごみは県平均712gに対し、本市は738gと26g多くなっています。また、事業系ごみを含むごみ排出量では、県平均1,007gに対し、本市では1,001gと6g少なくなっています。

表2-3 一人1日当たりのごみ総排出量の推移

単位：(g/人・日)

項目		年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
須賀川市	家庭系ごみ	a	714	704	706	703	740	738	732
	事業系ごみ	b	258	268	328	346	280	263	274
	集団回収	c	28	25	24	21	15	15	16
	ごみ排出量	d=a+b	972	972	1,034	1,049	1,020	1,001	1,006
	ごみ総排出量	e=a+b+c	1,000	997	1,058	1,070	1,035	1,016	1,022
県平均	家庭系ごみ	a	710	710	699	700	719	712	
	事業系ごみ	b	294	300	302	309	291	295	
	集団回収	c	35	32	28	26	23	23	
	ごみ排出量	d=a+b	1,004	1,010	1,001	1,009	1,010	1,007	
	ごみ総排出量	e=a+b+c	1,039	1,042	1,029	1,035	1,033	1,030	

※ごみ排出量に事業系ごみを含む

※家庭系ごみには資源物を含み、集団回収量は含まない

※県平均値算出参考：環境省一般廃棄物処理実態調査

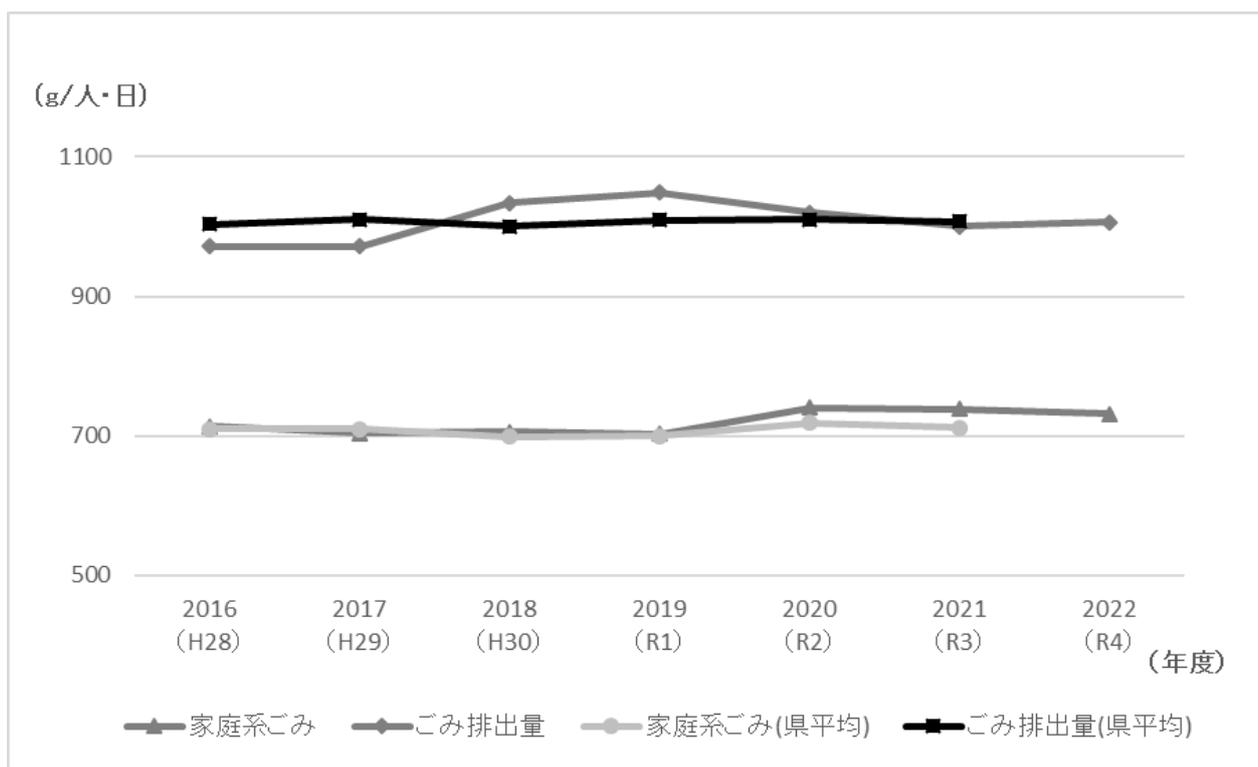


図2-3 一人1日当たりのごみ排出量及び家庭系ごみの推移

(3) 家庭系ごみの排出量の推移

ア 家庭系ごみの排出量の推移

本市における家庭系ごみの排出量の推移を表 2-4 及び図 2-4 に示します。

2022 (R4) 年度の家庭系ごみの排出量は 19,987 t で、近年は 2 万 t 前後で推移しています。

表 2-4 家庭系ごみの排出量の推移

項目 \ 年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
可燃ごみ(t)	16,888	16,707	16,694	16,667	17,106	16,894	16,802
不燃ごみ(t)	468	457	450	448	569	502	457
粗大ごみ(t)	448	431	450	446	529	596	544
資源物(t)	2,473	2,245	2,171	2,093	2,311	2,276	2,184
計(t)	20,277	19,840	19,765	19,654	20,515	20,268	19,987
人口(人)	77,764	77,226	76,727	76,434	75,959	75,242	74,762
一人1日当たりの 家庭系ごみ(g/人・日)	714	704	706	704	740	738	732

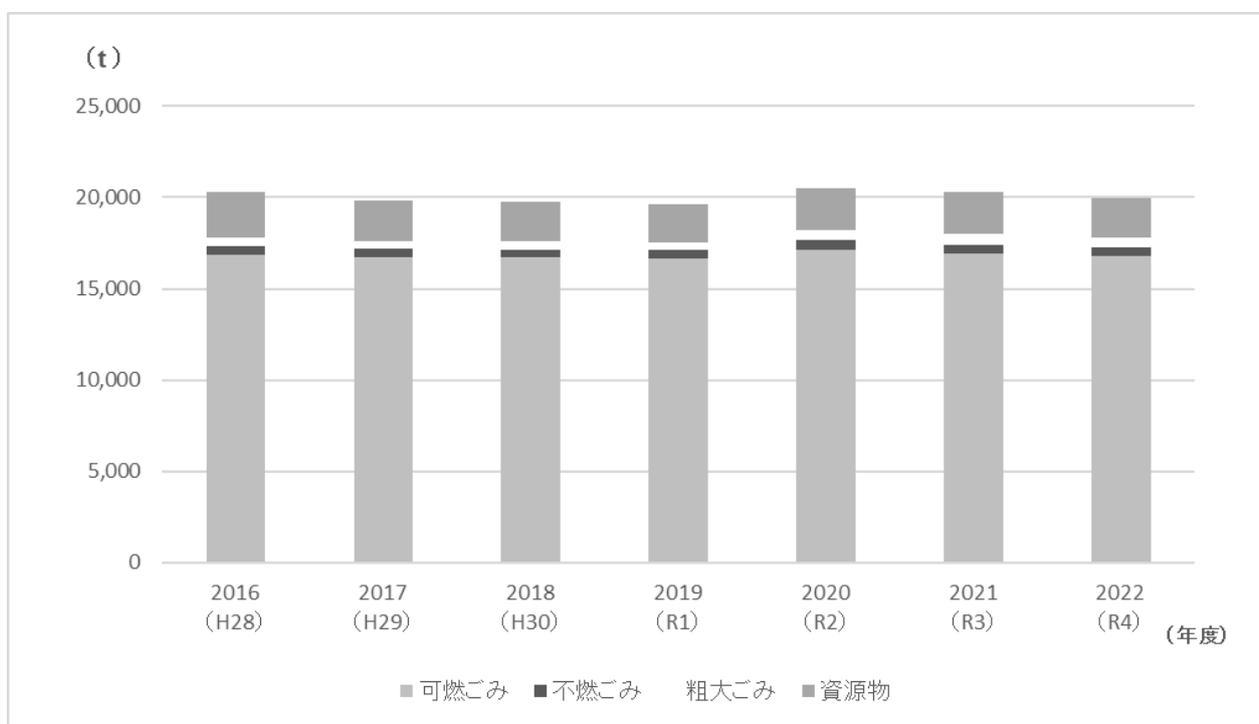


図 2-4 家庭系ごみの排出量の推移

イ 家庭系ごみの資源物回収量の推移

本市における家庭系ごみの資源物回収量の推移を表 2-5 及び図 2-5 に示します。

2022 (R4) 年度の家庭系ごみの資源物回収量は 2,184 t となっています。

資源物の内訳は紙類とびん類で約 7 割を占めています。

表 2-5 家庭系ごみの資源物回収量の推移

項目(t)	年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
ペットボトル		175	150	153	153	166	175	179
プラスチック類		22	22	21	24	26	28	32
紙類		1,074	874	826	787	901	899	854
金属類		461	464	468	473	534	504	475
びん類		742	735	702	656	684	670	644
乾電池		0	0	0	0	0	0	0
計		2,474	2,245	2,170	2,093	2,311	2,276	2,184

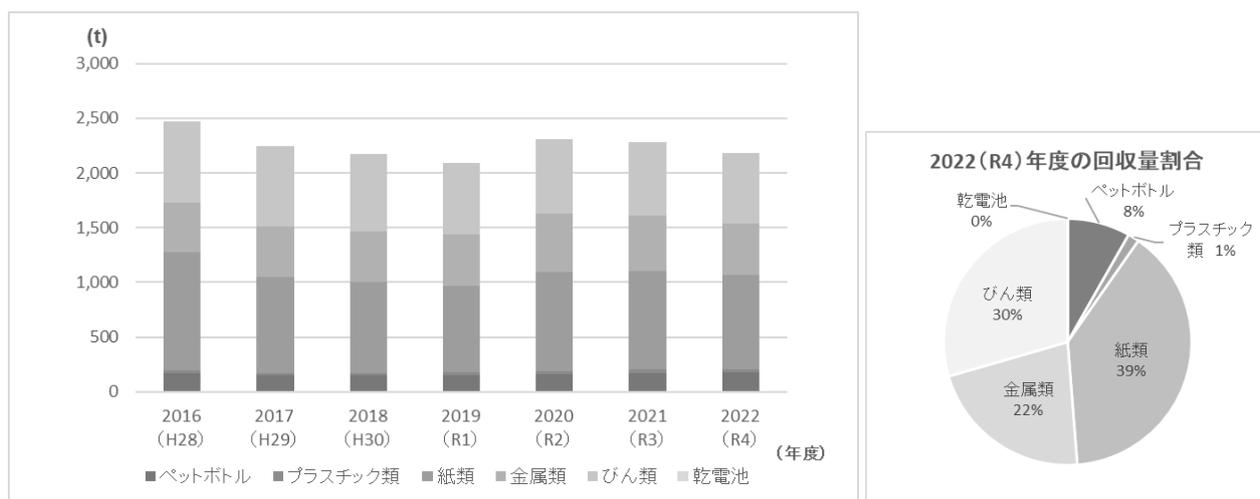


図 2-5 家庭系ごみの資源物回収量の推移

(4) 事業系ごみの排出量の推移

ア 事業系ごみの排出量の推移

本市における事業系ごみの排出量の推移を表 2-6 表及び図 2-6 に示します。

2022 (R4) 年度の事業系ごみの排出量は 7,477 t となっています。その内、9 割以上を許可業者搬入ごみが占めています。

表 2-6 事業系ごみの排出量の推移

年度		2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
許可業者	可燃ごみ	5,494	5,595	6,716	7,282	5,401	4,962	5,065
	不燃ごみ	5	2	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	2	2	0	0	0	1	0
	資源物	1,348	1,291	2,000	1,853	1,781	1,729	1,843
	計	6,849	6,890	8,716	9,135	7,182	6,692	6,908
直接搬入	可燃ごみ	424	605	427	538	565	520	546
	不燃ごみ	17	25	13	10	3	5	11
	粗大ごみ	44	45	39	6	8	15	12
	資源物	0	0	0	0	0	0	0
	計	485	675	479	554	576	540	569
計	可燃ごみ	5,918	6,200	7,143	7,820	5,966	5,482	5,611
	不燃ごみ	22	27	13	10	3	5	11
	粗大ごみ	46	47	39	6	8	16	12
	資源物	1,348	1,291	2,000	1,853	1,781	1,729	1,843
	計	7,334	7,565	9,195	9,689	7,758	7,232	7,477

※公共ごみを含む。

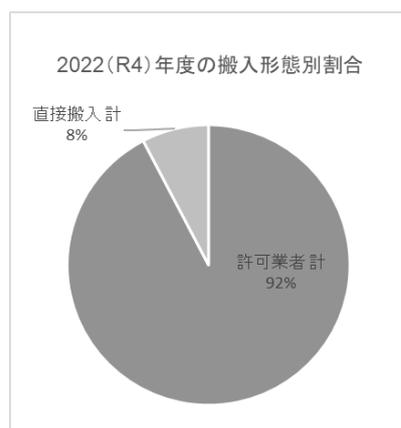
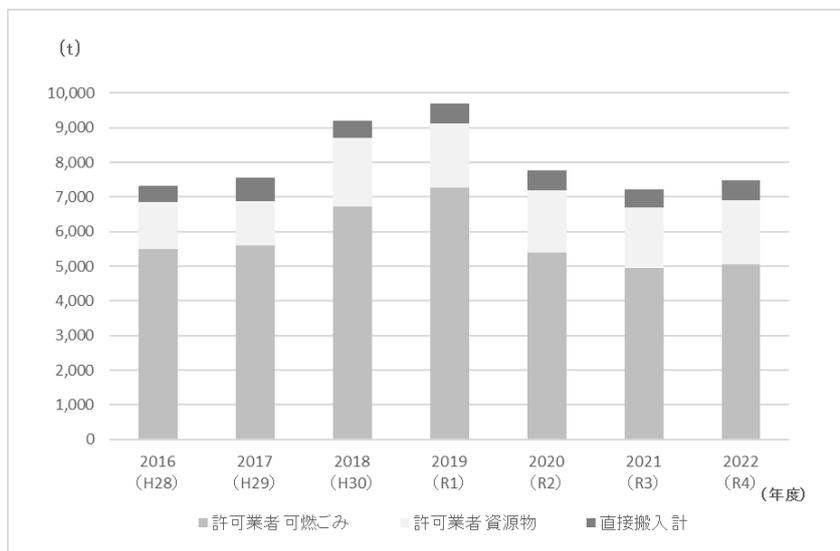


図 2-6 事業系ごみの排出量の推移

イ 事業系ごみの資源物回収量の推移

本市における事業系ごみの資源物回収量の推移を表 2-7 及び図 2-7 に示します。

なお、本市では、2005（H17）年度から、市内に存する民間堆肥化施設において、生ごみ等の有機性廃棄物が資源化されています。

表 2-7 事業系ごみの資源物回収量の推移

年度 項目(t)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0
紙類	1,278	1,215	1,920	1,808	1,736	1,690	1,801
金属類	0	0	0	0	0	0	0
びん類	0	0	0	0	0	0	0
生ごみ	70	76	80	45	45	39	42
汚泥	0	0	0	0	0	0	0
剪定枝	0	0	0	0	0	0	0
計	1,348	1,291	2,000	1,853	1,781	1,729	1,843

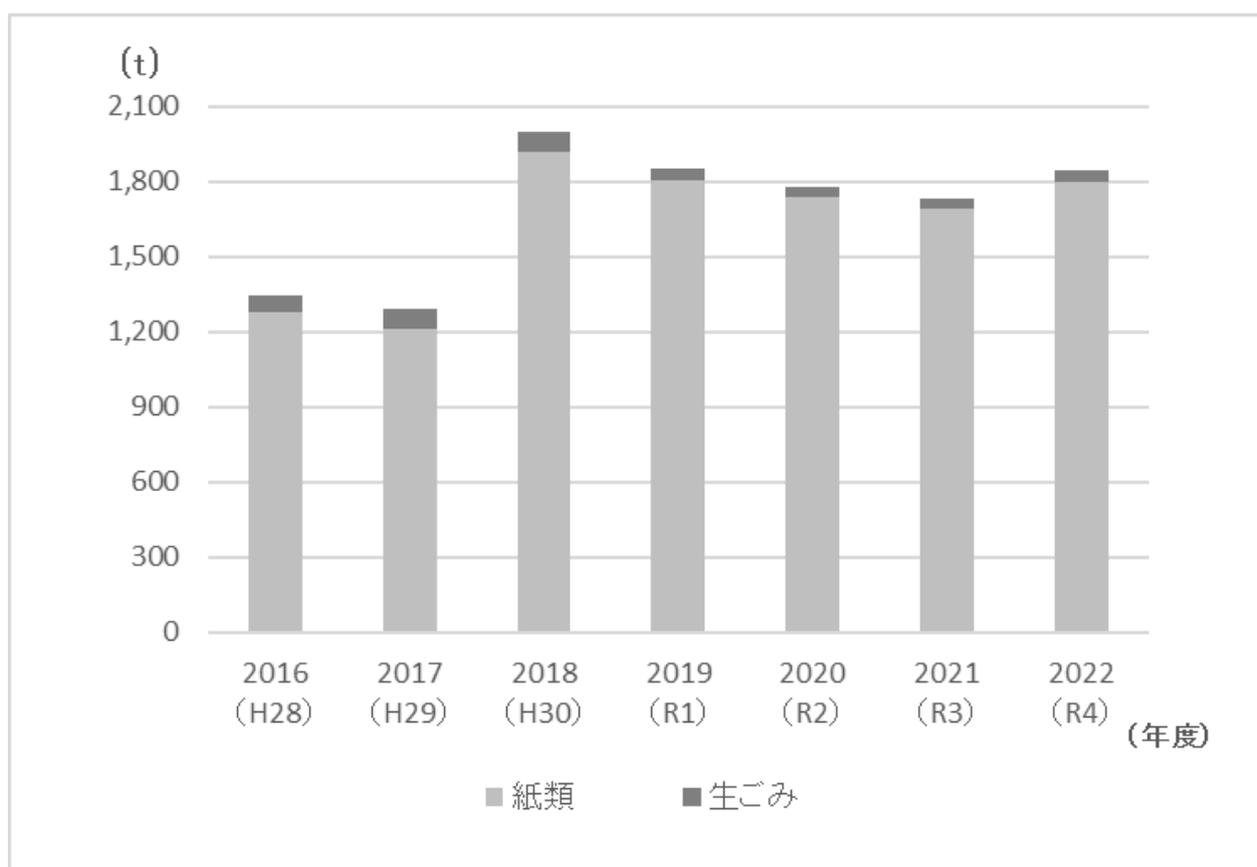


図 2-7 事業系ごみの資源物回収量の推移

(5) 集団資源物回収量の推移

本市における集団回収による資源物回収量の推移を表 2-8 及び図 2-8 に示します。

2019 (R1) 年末から流行した新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による活動自粛の影響により、集団資源物回収量は 2019 (R1) 年度から 2022 (R4) 年度にかけて大幅に減少しています。

紙類の回収量は 2022 (R4) 年度に 416 t となっており減少傾向にありますが、これは、スーパーなど店頭での紙類回収が活発になってきていることが考えられます。品目別には紙類が全体の 9 割以上を占めています。

表 2-8 集団回収による資源物回収量の推移

年度 項目(t)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
紙類	738	674	645	563	392	382	416
金属類	14	14	13	12	20	20	17
1.8リットルびん	19	18	17	13	9	8	7
その他びん類	11	10	10	8	4	3	3
布類	1	1	1	1	1	1	1
計	783	717	686	597	426	414	444

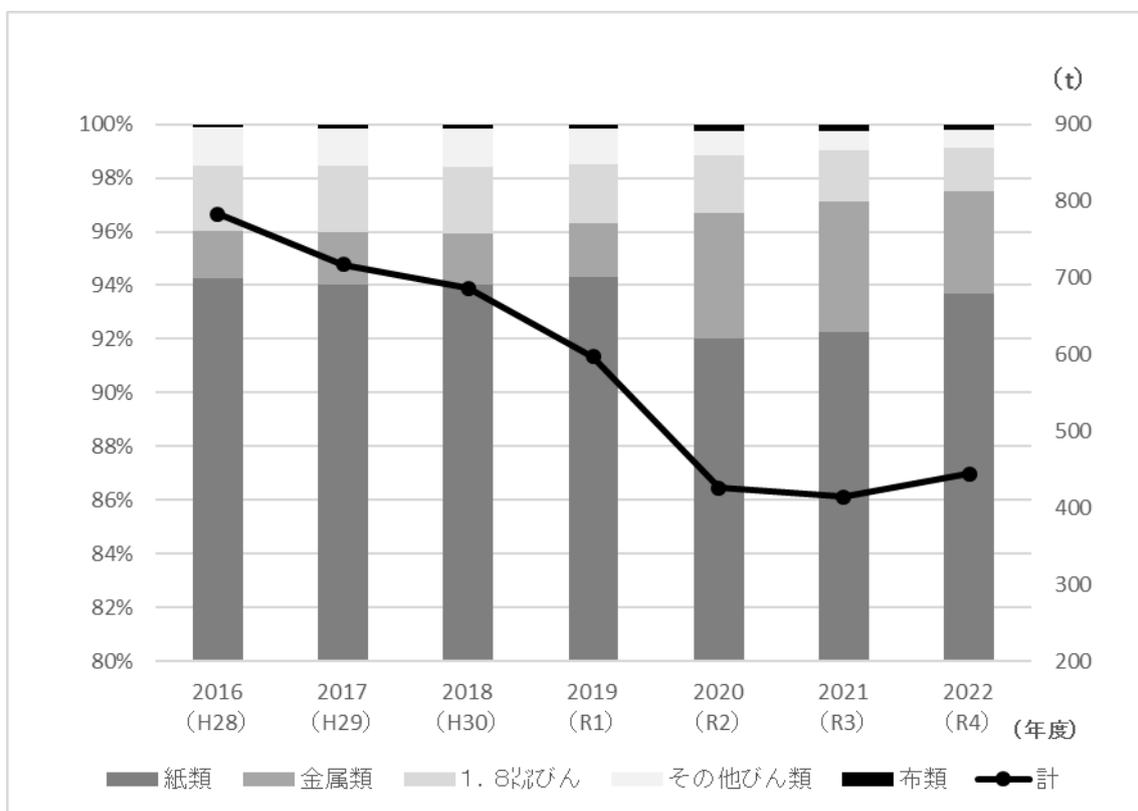


図 2-8 集団回収による資源物回収量の推移及び品目別割合

(6) リサイクル量及びリサイクル率の推移

本市におけるリサイクル量及びリサイクル率の推移を表2-9及び図2-9に示します。
2022 (R4) 年度のリサイクル量は 4,471 t となっています。リサイクル量の約 6 割を家庭系が占めています。

リサイクル率は 15%~16% で推移しています。

表 2-9 リサイクル量及びリサイクル率の推移

項目 \ 年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
家庭系リサイクル量(t)	2,473	2,245	2,171	2,093	2,311	2,276	2,184
事業系リサイクル量(t)	1,348	1,290	2,000	1,853	1,781	1,729	1,843
集団資源回収(t)	783	717	686	597	426	414	444
リサイクル量合計(t)	4,604	4,252	4,857	4,543	4,518	4,419	4,471
ごみ排出量(t)	28,393	28,122	29,645	29,941	28,698	27,913	27,908
リサイクル率	16.2%	15.1%	16.4%	15.2%	15.7%	15.8%	15.9%

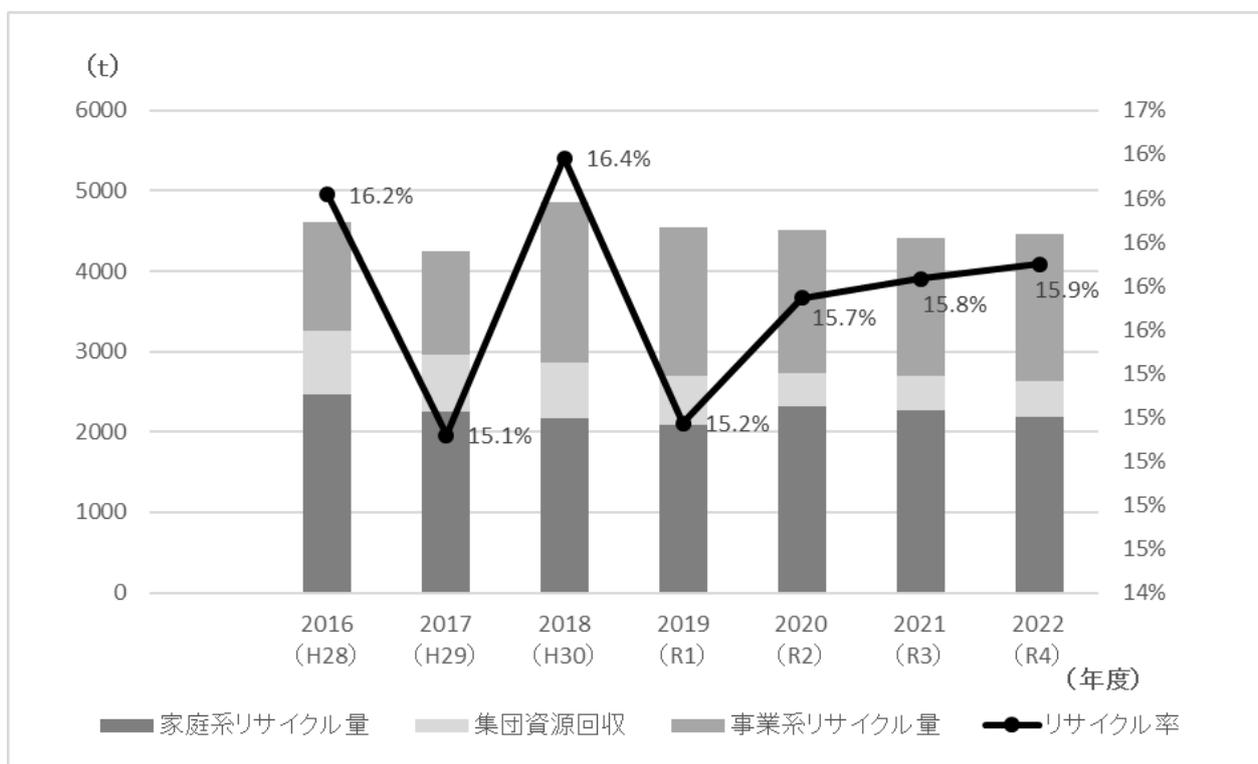


図 2-9 リサイクル量及びリサイクル率の推移

(7) 可燃ごみの組成割合

本市の組成割合の推移を表 2-10 及び図 2-10 に示します。

組成割合は、須賀川地方衛生センターのピットから採取したごみの組成分析結果です。

2022 (R4) 年度の組成割合は、紙・布類が最も大きく 45.7%、次いで合成樹脂類が 22.3%、木・竹・わら類が 15.4%となっています。

経年的には紙・布類が全体の概ね 50%前後、合成樹脂類が 23%前後を占める傾向となっています。

表 2-10 組成割合の推移

項目 \ 年度	2018(H30) 年度	2019(R1) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度
紙・布類	55.0%	50.4%	52.6%	49.7%	45.7%
合成樹脂類	18.6%	23.2%	24.3%	23.3%	22.3%
木・竹・わら類	3.8%	13.8%	9.7%	10.4%	15.4%
生ごみ	19.4%	3.8%	7.6%	10.7%	11.0%
不燃物類	1.7%	0.8%	1.7%	3.0%	2.7%
その他	1.5%	8.0%	4.1%	2.9%	2.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度の組成割合は、年間 4 回実施した調査結果の平均である

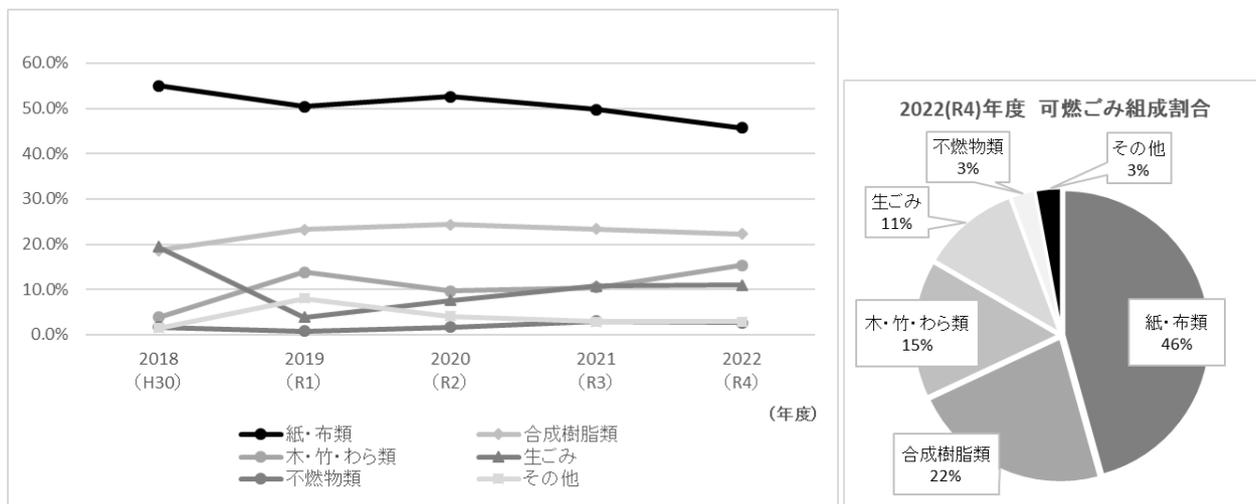


図 2-10 組成割合の推移

4 収集・運搬

排出主体が、一般家庭か事業者かで収集・運搬体制が異なります。一般家庭からのごみは本市の委託業者が収集・運搬し、事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は、市で収集・運搬は行いません。ごみステーションへの排出もできません。事業者は須賀川地方衛生センターに自己搬入するか、許可業者に収集・運搬を依頼します。本市の委託収集車両は全体で105台が、可燃ごみ、資源物、不燃ごみ、粗大ごみを収集しています。その内訳は表2-11に示すとおりです。

また、本市の家庭系一般廃棄物の収集・運搬体制は表2-12に示すとおりです。

なお、2005（H17）年4月の合併以降須賀川地域、長沼地域、岩瀬地域のごみ排出方法、収集方法等の統一を図ってきていますが、まだ若干の相違が残っているため、今後も調整を続けていきます。

表2-11 各地域別委託収集車両台数

地域	収集区分	車種	積載量	台数
須賀川	可燃ごみ	パッカー車	4 t	2
			2 t	11
		平ボディ車	2 t	1
	資源物1(金属類)	パッカー車	2 t	9
	資源物1(びん類)、不燃ごみ	平ボディ車	2 t	11
	資源物2(ペットボトル、その他のプラスチック、古紙類)	平ボディ車	2 t	11
	粗大ごみ	パッカー車	4 t、2 t	13
平ボディ車		2 t	11	
長沼	可燃ごみ	パッカー車	4 t	1
			2 t	2
	資源物1(金属類)	パッカー車	2 t	2
	資源物1(びん類)、不燃ごみ	平ボディ車	2 t	3
	資源物2(ペットボトル、その他のプラスチック、古紙類)	平ボディ車	2 t	5
粗大ごみ	平ボディ車	2 t	4	
岩瀬	可燃ごみ	パッカー車	2 t	3
	資源物1(金属類)、不燃ごみ	パッカー車	2 t	3
	資源物1(びん類)	平ボディ車	2 t	2
	資源物2(ペットボトル、その他のプラスチック、古紙類)	平ボディ車	2 t	7
	粗大ごみ	平ボディ車	2 t	4

表 2-12 ごみの出し方と収集・運搬体制

収集区分	ごみの種類	収集頻度（地域別）			出し方	収集・運搬体制
		須賀川	長沼	岩瀬		
可燃ごみ	生ごみ、布類、紙おむつ、皮革製品、庭木等	2回/週			透明又は半透明の袋でステーションに出す	業者委託
資源物①	びん・金属類	3回/月			びんは白びん、茶びん、その他のびんに分別	業者委託
					指定の回収コンテナに出す	
資源物②	ペットボトル、プラ容器（食品トレイ・パック類）	2回～3回/月			指定の回収ネットか中身が見える袋を出す	業者委託
古紙類	紙パック、段ボール、古新聞、雑誌類等				ひもで束ねて出す	
不燃ごみ	ガラス・陶磁器類、蛍光灯・電球、化粧びん等	3回/月			指定の回収コンテナに出す	業者委託
粗大ごみ	大きさが概ね60cm以上のもの（布団、自転車、タンス、机、ベッド等）	随時（申込制）			予約日に収集車が入れる場所に出す	業者委託
			ステーション回収（月1回）		回収日にステーションに出す	
ごみステーションに出せないごみ	事業系（商店・工場・農業など）で出たごみは自己搬入（有料）するか、処理業者（市の許可業者）に依頼 タイヤ、消火器、バッテリー、ピアノ、ガスボンベ、自動車の部品（バンパー等）、家電4品目（テレビ、洗濯機・洗濯乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）					

5 中間処理及び最終処分

(1) 施設概要

本市の中間処理・最終処分は鏡石町、天栄村とともに、須賀川地方保健環境組合の須賀川地方衛生センターで実施されています。

各施設の概要を表 2-13 に示します。

須賀川地方衛生センターでは、ごみ処理施設（焼却施設）、資源物ストックヤード施設において中間処理を行い、一般廃棄物最終処分場で最終処分を行っています。

表 2-13 施設概要

■ごみ処理施設（焼却施設）

所在地	須賀川市森宿字ビワノ首地内
処理能力	95t/24h (47.5t/24h×2基)
処理方式	ストーカ方式
炉形式	連続燃焼式焼却炉
使用開始年月日	2019 (H31) 年 4 月
敷地面積	24,412m ²
建築面積	2,942m ²
建築延床面積	5,494m ²

■資源物ストックヤード施設

所在地	須賀川市森宿字ビワノ首地内
ストック容量	210m ³
ペットボトル減容機	処理能力 500 kg/時間
使用開始年月日	2000 (H12) 年 3 月
敷地面積	24,412m ²
建築面積	369.36m ²

所在地	須賀川市森宿字ビワノ首地内
ストック容量	約 540m ³
使用開始年月日	2021 (R3) 年 4 月
敷地面積	24,412 m ²
建築面積	420 m ²

■一般廃棄物最終処分場

所在地	須賀川市森宿字ビワノ首地内
埋立方法	サンドイッチ工法
埋立面積	19,200m ²
埋立容量	140,800m ³
埋立開始年月日	2000（H12）年8月

所在地	須賀川市西部地区
埋立方法	サンドイッチ工法
埋立面積	11,200 m ²
埋立容量	70,000 m ²
埋立開始年月日	未定（2024（R6）年5月完成予定）

(2) 中間処理量

ア ごみ焼却施設

ごみ焼却施設での焼却処理量及び焼却残渣率の推移を表 2-14 及び図 2-11 に示します。

本市の 2022 (R4) 年度の焼却処理量は 21,558 t で、ごみ処理施設の全焼却処理量の約 8 割を占めています。

経年的にみると、焼却処理量は約 2 万 2 千 t から 2 万 3 千 t の間で推移しています。

表 2-14 焼却処理量の推移

項目		年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
須賀川地方衛生センター ごみ処理施設焼却処理量	t		27,663	27,644	27,171	29,609	28,870	28,494	26,484
	t/日		97.4	85.1	87.6	82.5	80.6	79.6	77.0
	焼却残渣量	t	2,334	2,226	2,228	2,660	2,746	2,284	2,124
	焼却残渣率	%	8.4	8.1	8.2	9.0	9.5	8.0	8.0
須賀川市分焼却処理量	t		22,836	22,765	22,552	24,664	23,558	23,166	21,558
	t/日		80.4	70.0	72.7	68.7	65.8	64.7	62.7
	焼却残渣量	t	1,927	1,833	1,849	2,216	2,241	1,857	1,729

※須賀川市分焼却処理量は焼却対象ごみ量から按分して求めた

※焼却残渣率は、焼却残渣量を焼却処理量で除して算出した

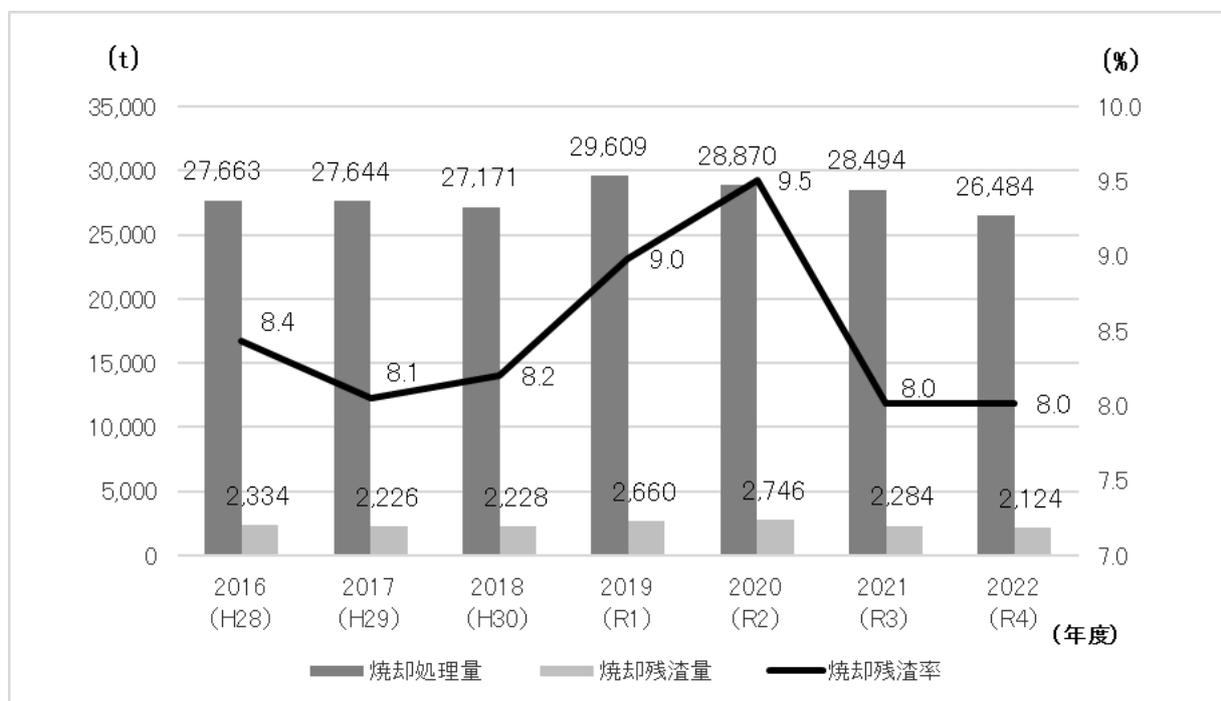


図 2-11 焼却処理量の推移

イ 資源物ストックヤード

資源物ストックヤードへの資源物の搬入量の推移を表2-15及び図2-12に示します。

資源物ストックヤードには年間約 1,700 t 以上が搬入されていましたが、紙類とびん類は減少傾向です。ペットボトルとプラスチック類はペットボトル減容機で圧縮・梱包し、資源化されています。

表 2-15 資源物ストックヤード搬入量の推移

年度		2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
資源物ストック ヤード施設	ペットボトル	175	150	153	153	166	175	179
	プラスチック類	22	22	21	24	26	28	32
	紙類	1,074	874	826	787	901	899	854
	びん類	742	735	702	656	684	670	644
	計	2,013	1,781	1,702	1,620	1,777	1,772	1,709

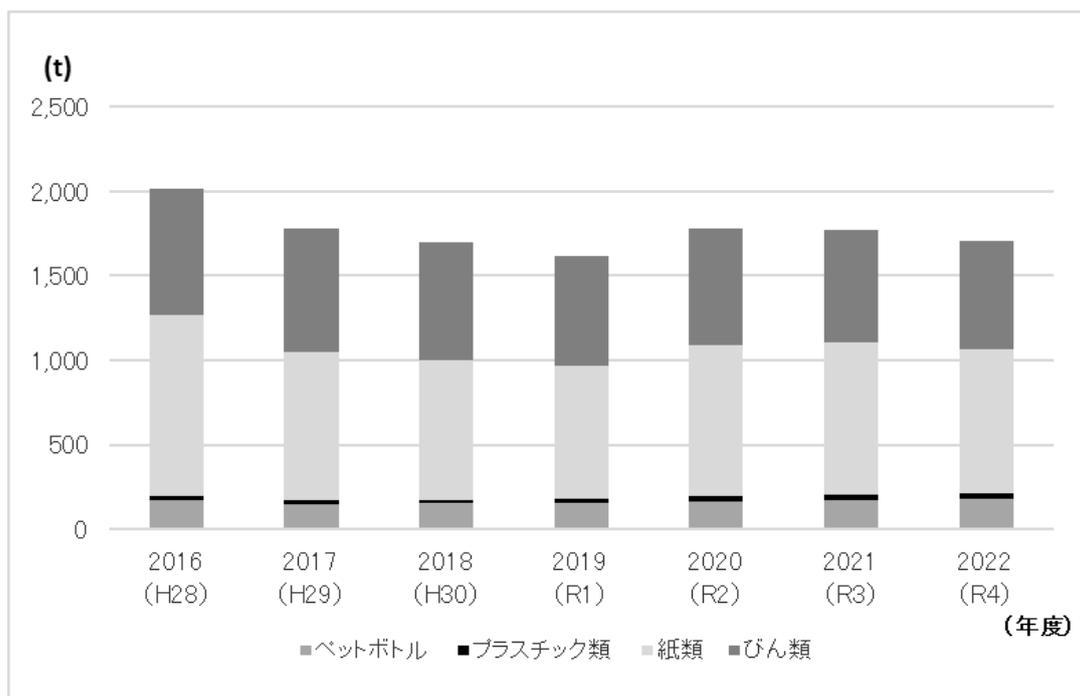


図 2-12 資源物ストックヤード搬入量の推移

(3) 最終処分量

本市の一般廃棄物最終処分場での処分量の推移を表 2-16 及び図 2-13 に示します。

2022 (R4) 年度 of 最終処分量は 2,050 t となっています。

2019 (R1) 年 10 月に発生した令和元年東日本台風 (台風第 19 号) 及び 2021 (R3) 年 2 月に発生した令和 3 年福島県沖地震災害の影響により、2019 (R1) 年度及び 2020 (R2) 年度の最終処分量が増加しています。この 2 か年度を除き最終処分量は約 2 千 3 百 t 程度で推移しています。

最終処分量の約 8 割を焼却灰が占めています。

表 2-16 最終処分量の推移

項目(t)		年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
最終処分 場搬入量	家庭ごみ 事業系ごみ	収集ごみ	807	782	767	908	2,284	953	836
	衛生センター	不燃ごみ	98	77	49	8	2	12	1
浸出液汚泥		20	26	19	31	32	46	50	
し尿残渣		73	64	74	72	66	50	40	
焼却施設	焼却灰		2,334	2,226	2,228	2,660	2,746	2,284	2,124
	計		3,332	3,175	3,137	3,679	5,130	3,345	3,051
資源回収量			214	216	202	213	194	233	208
手選別による焼却処理分量			121	121	125	117	154	163	138
最終処分量			2,997	2,838	2,810	3,349	4,782	2,949	2,705
		須賀川市分	2,425	2,339	2,254	2,693	4,189	2,218	2,050

※家庭ごみ、事業系ごみ収集ごみは、不燃ごみ、粗大ごみから可燃物、金属物回収後の残渣量である

※最終処分量の須賀川市分は、可燃ごみ量等から按分して算出した

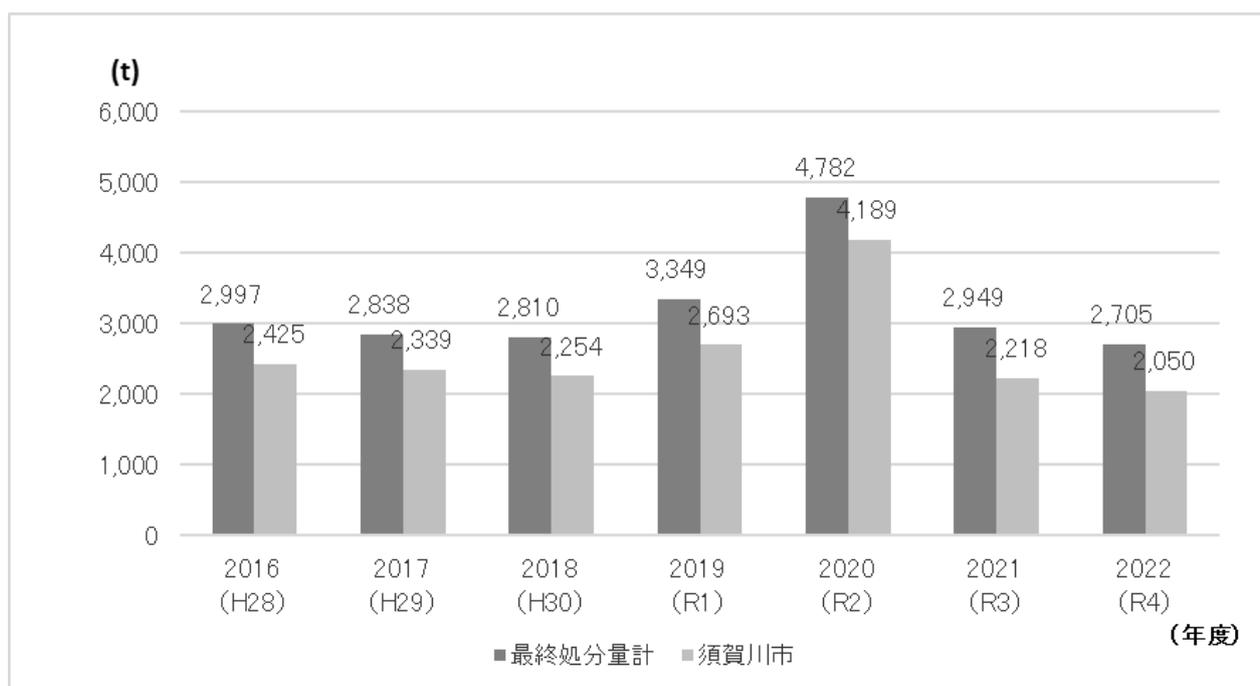


図 2-13 最終処分量の推移

6 ごみ処理経費の推移

(1) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を表 2-17、図 2-14 に示します。

ごみ処理に係る組合分担金と収集・運搬経費の合計は、2022 (R4) 年度実績で 714,396 千円です。ごみ処理施設や最終処分場等の施設整備が進められた影響で、組合分担金が 2019 (R1) 年度以降大幅に増加しています。

また、市民一人当たりのごみ処理経費は、2022 (R4) 年度実績で 9,556 円となり、ごみ処理経費の増加に伴い、大幅に増加しています。

表 2-17 ごみ処理経費の推移

項目	年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
①組合分担金 (千円)		227,888	208,589	194,057	375,700	381,716	409,744	463,798
②収集・運搬経費(千円)		231,380	241,634	242,533	245,329	252,759	256,710	250,598
ごみ処理経費(千円)		459,268	450,223	436,590	621,029	634,475	666,454	714,396
④人口 (人)		77,764	77,226	76,727	76,434	75,959	75,242	74,762
市民1人当たりの経費(円)		5,906	5,830	5,690	8,125	8,353	8,857	9,556
⑥ごみ処理量 (t)		27,610	27,405	28,959	29,344	28,272	27,499	27,424
⑦ごみ1t当たりの処理経費(円/t) ⑦=①÷⑥		8,254	7,611	6,701	12,803	13,502	14,900	16,912
⑧収集運搬量(t)		20,277	19,840	19,764	19,655	20,514	20,268	19,987
⑨ごみ1t当たりの収集・運搬経費(円/t) ⑨=②÷⑧		11,411	12,179	12,271	12,482	12,321	12,666	12,538

※組合分担金は、中間処理、最終処分、資源化など全ての経費を含む

※ごみ処理量は、家庭系ごみ、事業系ごみ全てのごみを含む

※収集運搬量は、家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物の量で、事業系ごみを含まない

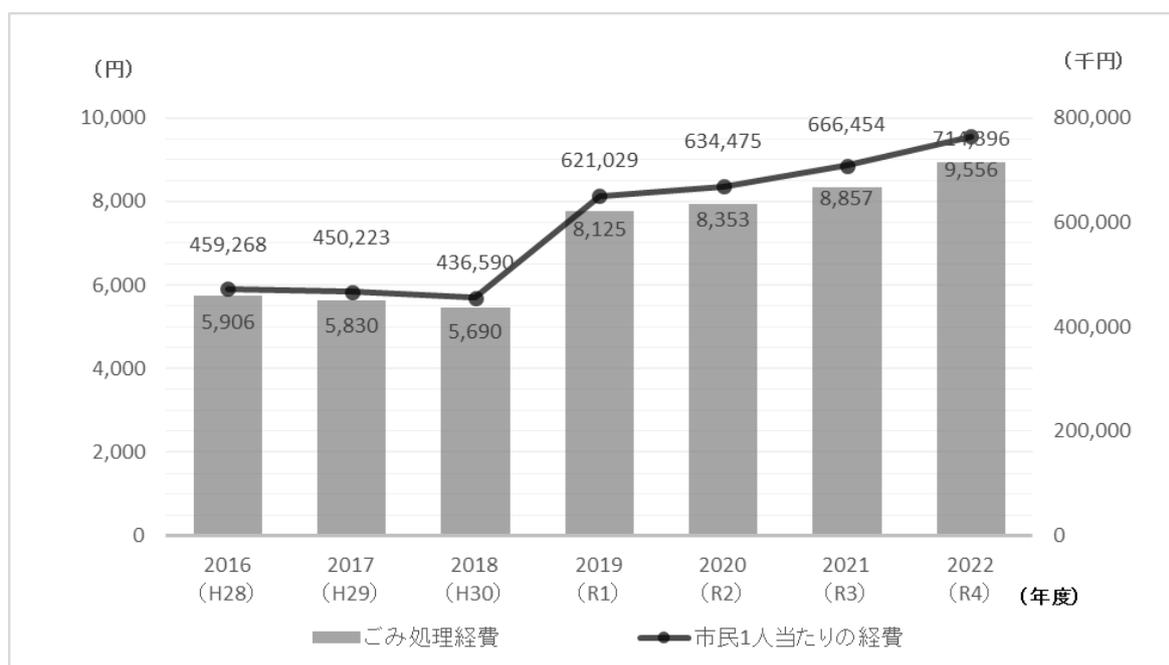


図 2-14 ごみ処理経費の推移

(2) 施設への持込手数料

須賀川地方保健環境組合では、表 2-18 に示す受入日時で受入れを行い、表 2-19 に示す内容で処分手数料を徴収しています。

表 2-18 ごみの受入日時

項 目	内 容
受入日	月曜日から金曜日
受入時間	8:30~11:30、13:00~16:00

※2023 (R5) 年 4 月 1 日現在

表 2-19 処理処分手数料

品 目	手数料等
家庭系ごみ	家庭系ごみの直接持込みは受け入れていない (例外として、急な引越し等に伴うごみは無料で受け入れしている)
事業系ごみ	100 円/10kg (商店、事務所、飲食店等から排出される生ごみ、段ボール、コンピュータ用紙など)
犬・猫の死体	200 円/頭

※2023 (R5) 年 4 月 1 日現在

7 災害廃棄物

本市では、須賀川市地域防災計画に基づき、災害廃棄物等の処理に係る対応についてその方策を示すため、2024 (R6) 年 3 月に「須賀川市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画では、公衆衛生の確保を重要事項とし、適切かつ迅速に処理を進めることと定めています。

また、市のごみ収集運搬委託業者で組織する須賀川クリーンダスト事業協同組合と、2010 (H22) 年 7 月に「大規模災害時における一般廃棄物の収集運搬の協力に関する協定」を取り交わしています。

第2節 ごみ処理の課題

1 排出抑制・資源化の課題

(1) 家庭系ごみに対する課題

- ・ 全体的なごみ排出量の抑制
- ・ 生ごみ減量化の推進
- ・ プラスチック製容器包装及び製品の分別収集
- ・ リサイクル率の向上
- ・ 小型家電リサイクルへの取組

(2) 事業系ごみに対する課題

- ・ 排出者責任についての周知
- ・ 生ごみ等有機性廃棄物の資源化
- ・ 多量排出事業者に対する指導及び排出量の把握
- ・ 公共施設からの排出ごみの減量化・資源化

(3) その他

- ・ 須賀川地方保健環境組合及び組合構成町村との連携

2 普及・啓発に対する課題

- ・ 市民・事業者に対する意識啓発や情報提供
- ・ 市民と協働した清潔できれいなまちづくり
- ・ 商品購入段階からのごみの排出抑制
- ・ 廃棄物に関する知識の普及啓発・環境学習への取組
- ・ 町内会未加入者等に対する普及啓発

3 収集・運搬の課題

- ・ 効率的なごみの収集運搬体制の構築
- ・ ごみ収集運搬委託業者に対する市民サービス向上のための教育、指導
- ・ 環境にやさしい低公害型ごみ収集車の導入促進
- ・ ごみ収集時における警告用シールなどの利用

4 中間処理の課題

- ・ 資源物ストックヤード施設（資源化等を行う施設、保管施設）の適正な運営

5 最終処分の課題

- ・ 森宿一般廃棄物最終処分場（1期）の埋立完了に向けた取組
- ・ 森宿一般廃棄物最終処分場（2期）の適正な運営

- ・第二最終処分場の適正な運営（2024（R6）年5月完成予定）

6 災害廃棄物の課題

- ・災害発生状況についての的確な情報収集
- ・須賀川市災害廃棄物処理計画の随時見直しと市民及び事業者等への周知

7 その他の課題

- ・不法投棄防止に向けた連携体制の強化

第3節 人口及びごみ量の将来予測

1 人口の将来予測

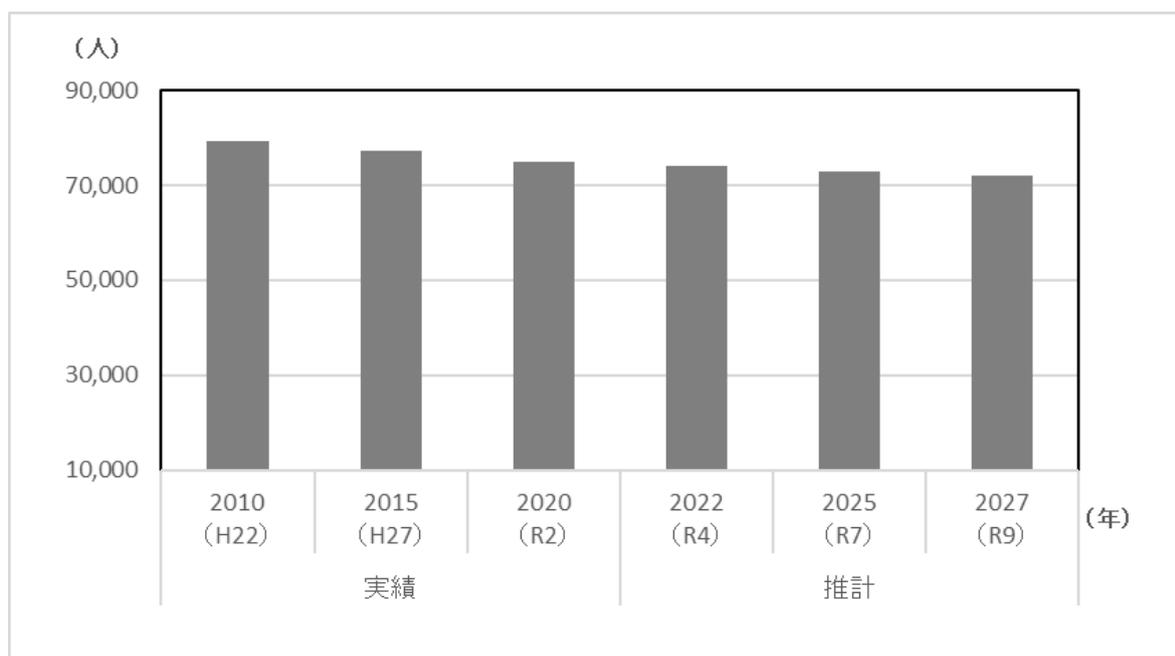
本市の人口の将来予測を表 2-20 及び図 2-15 に示します。

2020 (R2) 年の本市人口は 74,992 人で、今後、徐々に減少し、本計画最終年度の 2027 (R9) 年では、72,131 人と推計されています。

表 2-20 人口の将来予測

年	実績			推計		
	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2022 (R4)	2025 (R7)	2027 (R9)
人口 (人)	79,267	77,441	74,992	74,200	73,013	72,131

参考：須賀川市第9次総合計画 ※2020 (R2) 年までは国勢調査の実績値、2022 (R4) 以降は推計値



参考：須賀川市第9次総合計画 ※2020 (R2) 年までは国勢調査の実績値、2022 (R4) 以降は推計値

図 2-15 人口の将来予測

2 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

現状施策のまま推移した場合（新たな減量施策を実施しない場合）のごみの総排出量の将来予測を表2-21及び図2-16に示します。

計画最終年度である2027（R9）年度では、家庭系ごみと事業系ごみをあわせたごみ排出量は25,460 t、集団回収を加えたごみ総排出量は25,955 tと推計しました。

表 2-21 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

年度	項目(t)	項目(t)			計	集団回収量	ごみ総排出量
		家庭系ごみ	事業系ごみ	計			
実績	2007(H19)	20,444	6,135	26,579	1,055	27,634	
	2008(H20)	20,041	5,889	25,930	982	26,912	
	2009(H21)	19,769	6,000	25,769	911	26,680	
	2010(H22)	20,526	6,111	26,637	875	27,512	
	2011(H23)	27,574	6,796	34,370	849	35,219	
	2012(H24)	23,649	6,341	29,990	874	30,864	
	2013(H25)	21,717	6,681	28,398	881	29,279	
	2014(H26)	20,955	6,498	27,453	905	28,358	
	2015(H27)	20,730	7,351	28,081	889	28,970	
	2016(H28)	20,277	7,333	27,610	783	28,393	
	2017(H29)	19,840	7,565	27,405	717	28,122	
	2018(H30)	19,764	9,195	28,959	686	29,645	
	2019(R1)	19,655	9,689	29,344	597	29,941	
	2020(R2)	20,514	7,758	28,272	426	28,698	
推計	2021(R3)	20,268	7,231	27,499	414	27,913	
	2022(R4)	19,987	7,477	27,464	444	27,908	
	2023(R5)	19,729	7,290	27,019	454	27,473	
	2024(R6)	19,474	7,147	26,620	464	27,084	
	2025(R7)	19,222	7,006	26,227	474	26,702	
	2026(R8)	18,973	6,867	25,841	485	26,325	
	2027(R9)	18,728	6,732	25,460	495	25,955	

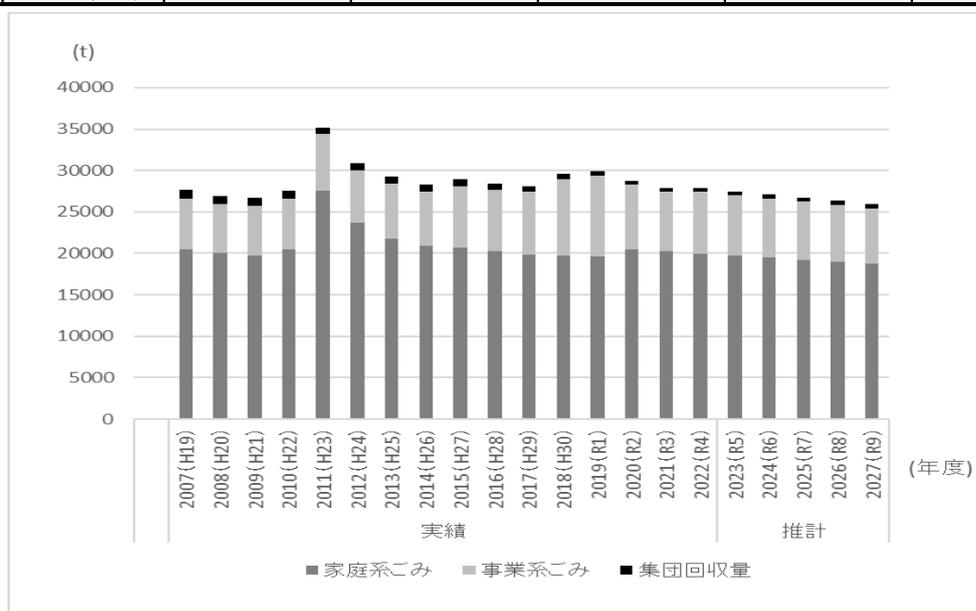


図 2-16 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

第4節 計画の基本フレーム

1 基本理念及び基本方針

須賀川市第9次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2023」(2023(R5)年3月)では、本市の目指す将来都市像を実現するための政策のひとつとして、「生活基盤の充実と循環型社会の形成」を掲げています。自然環境を保全するため、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー・省資源型のまちづくりを推進し、「環境の保全と循環型社会の形成」に努めなければなりません。

従来、ごみ処理は、生活環境の保全と公衆衛生の向上が主な目的でしたが、現代では、快適生活空間の確保という地域の課題だけにとどまらず、深刻化する地球温暖化等の地球規模の課題と捉えた取組が必要とされます。

そこで本計画では、須賀川市第3次環境基本計画(2018(H30)年3月)の基本目標の一つである「低炭素で循環型のまちづくり」に向け、循環型社会形成推進基本法で定められた、ごみの①排出抑制(Reduce)、②再使用(Reuse)、③再生利用(Recycle)(①、②、③をあわせて「3R」という。)循環の利用を優先課題とした適正なごみ処理方針を定めます。

また、資源循環型社会の形成のため、須賀川地方保健環境組合と連携し、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化・再資源化に努めていきます。

そのため、以下の3つの基本方針を掲げ、各施策を展開していきます。

基本理念 低炭素で循環型のまちづくり



方針1 排出抑制を最優先にした、ごみの減量化・再資源化の促進

排出抑制の意義と3Rの優先順位の周知を図り、普及啓発などを通じ、市民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となってごみの減量化・再資源化の強化を図ります。

方針2 ごみの適正処理の推進

最終的に排出されるごみの処理処分は、ごみの量・質などの変化に対応し、収集運搬、中間処理及び最終処分を効率的かつ効果的に行います。また、安全で安定した適正処理処分を行うとともに、環境負荷の低減も図ります。

方針3 計画的な施設整備の推進

須賀川地方保健環境組合（須賀川地方衛生センター）の新しい焼却施設が2019（H31）年4月に稼働開始になりました。また、既存の資源物ストックヤードはペットボトル・プラスチック減容器施設として使用し、古紙類・蛍光灯及び電池保管施設として新たな資源物ストックヤードが2021（R3）年4月に稼働開始となりました。さらに、2024（R6）年5月には第二最終処分場が完成予定で、既存の森宿一般廃棄物最終処分場（2期）と並行して使用していく予定です。

引き続き、須賀川地方保健環境組合の焼却施設の円滑な運転管理と最終処分量の削減に協力していくとともに、各処理施設の計画的な整備を推進します。

2 将来のごみ処理の流れ

本計画の計画目標年度である2027（R9）年度時点における将来のごみ処理フローを図2-17に示します。

2024（R6）年5月に第二最終処分場が完成予定で、既存の森宿一般廃棄物最終処分場（2期）と併用していく計画です。

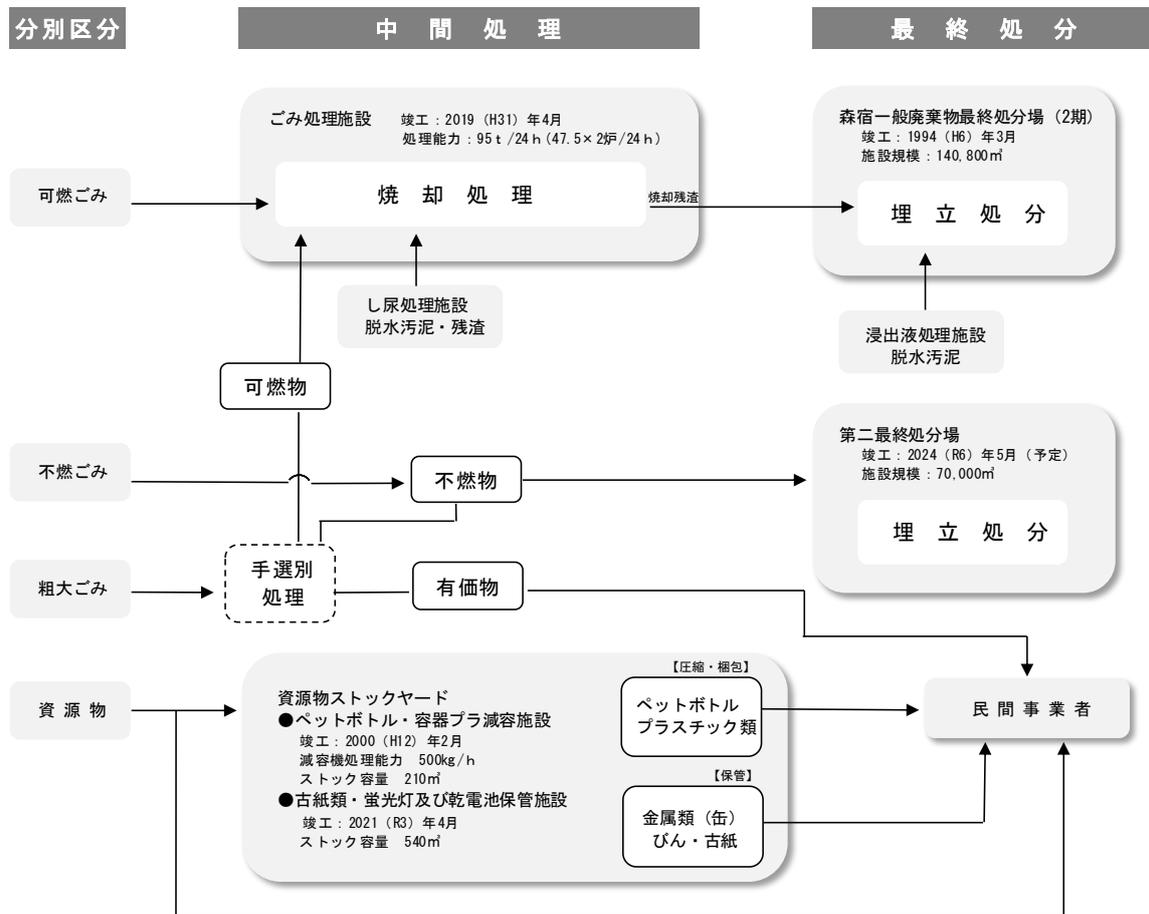


図2-17 将来ごみ処理・処分の主な流れ（2027（R9）年度）

3 数値目標

(1) 目標値設定の考え方

本計画の数値目標は、排出抑制による減量と家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれの資源化の推進による減量を考慮して設定しました。

(2) 排出抑制

「包装を断る」「詰め替え用商品を選ぶ」「食べ残しを減らす」、事業所の「ペーパーレス化」などの環境に配慮した生活や、事業活動により、可燃ごみ排出量を抑制します。排出抑制率の目標値は、現状施策のまま推移した場合のごみ総排出量将来予測値の1% (259 t) と設定します。

(3) 資源化への取組

家庭における分別の徹底や集団回収の推進により、家庭系ごみの資源化率の向上を図ります。また、事業系ごみの適正排出について管理・指導を行い、資源化への取組の浸透を促進します。

(4) 数値目標

本市における数値目標を表 2-22 に示すとおり設定しました。

本計画策定時の2012 (H24) 年度実績で13.6%であった資源化率は、2022 (R4) 年度に15.9%まで到達しています。計画目標年度の2027 (R9) 年度には、資源化率17%の達成を目指します。

また、家庭系のごみ排出量は、2012 (H24) 年度実績の734g/人日から、600 g/人日に減少しますが、事業系のごみ排出量は、近年増加傾向にあるため、2012 (H24) 年度実績の205 g/人日から、209 g/人日と大幅な増加を抑制します。

表 2-22 数値目標

項目	年度	2012(H24) (実績)	2022(R4) (実績)	2027(R9) (計画目標年度)
このままで推移した場合の 搬出量予測量		30,864	27,908	25,955
(t/年)	家庭系ごみ	24,523	20,431	19,233
	事業系ごみ	6,341	7,477	6,722
排出抑制量 (t/年)		0	0	259
		0.0%	0.0%	1.0%
	家庭系ごみ	0	0	192
		0.0%	0.0%	1.0%
	事業系ごみ	0	0	67
		0.0%	0.0%	1.0%
排出抑制後のごみ排出量 (t/年)		30,864	27,908	25,696
H24=100		100	90	83
	家庭系ごみ	24,523	20,431	19,041
H24=100		100	83	78
	事業系ごみ	6,341	7,477	6,655
H24=100		100	118	105
資源化(減量化)量 (t/年)		4,203	4,471	4,368
	資源化率	13.6%	15.9%	17%
	家庭系ごみ	3,694	2,628	3,237
	(g/人日)	(130)	(97)	(122)
	資源化率	15.1%	12.9%	17%
	事業系ごみ	509	1843	1131
	資源化率	8.0%	24.6%	17%
減量化・資源化目標達成後のごみ排出量		26,661	23,437	21,328
H24=100		100	88	80
	[t/日]	[72.8]	[64.2]	[58.4]
	家庭系ごみ	20,829	17,803	15,804
	(g/人日)	(734)	(657)	(600)
	事業系ごみ	5,832	5,634	5,524
	(g/人日)	(205)	(208)	(209)
減量化後の可燃ごみ排出量		25,356	22,803	20,648
H24=100		100	90	81
	[t/日]	[69.3]	[62.4]	[54.9]
	家庭系ごみ	19,559	17,185	15,476
	(g/人日)	(689)	(634)	(587)
	事業系ごみ	5,797	5,618	5,172
	(g/人日)	(204)	(207)	(196)

(5) ごみ総排出量の将来予測（目標達成に向けた施策を実施した場合）

数値目標を達成した場合のごみ総排出量は表2-23及び図2-18に示すとおりで、2027(R9)年度には25,696t、集団回収を除く排出量は25,208tと予測しました。

表2-23 ごみ総排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）

年度	項目(t)	家庭系ごみ	事業系ごみ	計	集団回収量	ごみ総排出量
実績	2007(H19)	20,444	6,135	26,579	1,055	27,634
	2008(H20)	20,041	5,889	25,930	982	26,912
	2009(H21)	19,769	6,000	25,769	911	26,680
	2010(H22)	20,526	6,111	26,637	875	27,512
	2011(H23)	27,574	6,796	34,370	849	35,219
	2012(H24)	23,649	6,341	29,990	874	30,864
	2013(H25)	21,717	6,681	28,398	881	29,279
	2014(H26)	20,955	6,498	27,453	905	28,358
	2015(H27)	20,730	7,351	28,081	889	28,970
	2016(H28)	20,277	7,333	27,610	783	28,393
	2017(H29)	19,840	7,565	27,405	717	28,122
	2018(H30)	19,764	9,195	28,959	686	29,645
	2019(R1)	19,655	9,689	29,344	597	29,941
	2020(R2)	20,514	7,758	28,272	426	28,698
	2021(R3)	20,268	7,231	27,499	414	27,913
2022(R4)	19,987	7,477	27,464	444	27,908	
推計	2023(R5)	19,692	7,274	26,965	452	27,418
	2024(R6)	19,401	7,114	26,514	461	26,975
	2025(R7)	19,114	6,957	26,071	470	26,541
	2026(R8)	18,831	6,804	25,636	479	26,114
	2027(R9)	18,553	6,655	25,208	488	25,696

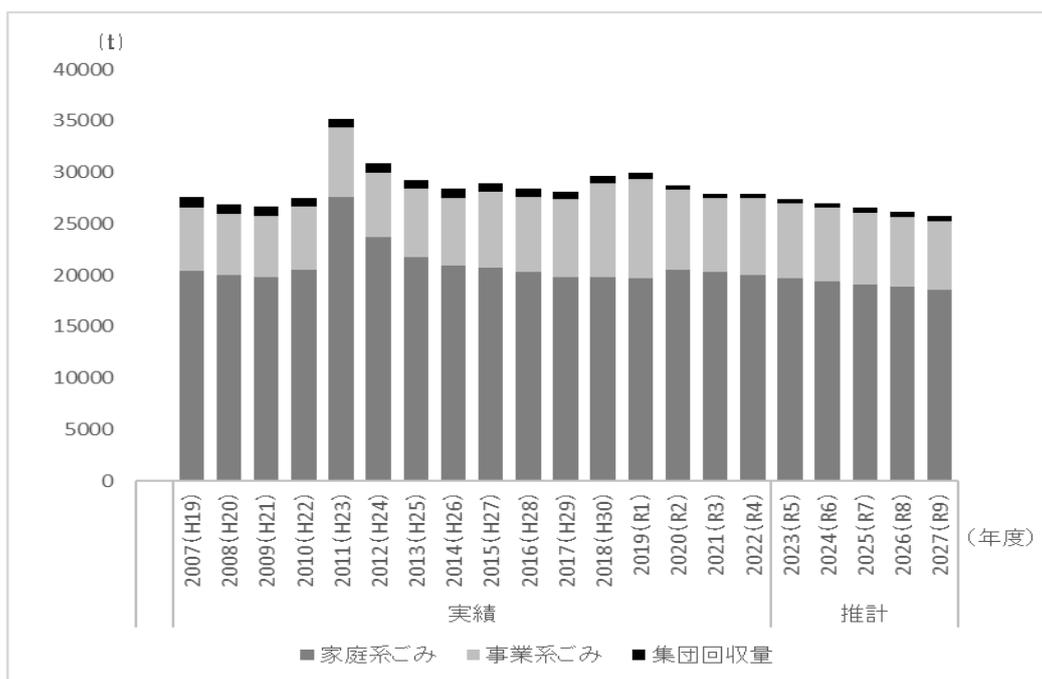


図2-18 数値目標を達成した場合の焼却処理量等の将来予測

第5節 目標達成に向けた施策の推進

1 ごみの適正処理の責任

循環型社会を構築するため、ごみの適正処理の責任を明確にします。そのため、本市圏域内から発生したごみの、排出から処理・処分の工程ごとの責任者を表 2-24 に示します。

表 2-24 ごみ処理段階ごとの責任者

	発生・排出抑制	ごみ分別	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系 ごみ	市民	市民	須賀川市	保健環境組合	保健環境組合
事業系 ごみ	事業者	事業者	事業者		

2 ごみ減量化・資源化計画

本市では須賀川地方保健環境組合と連携しながら、市民や事業者と協働して排出抑制を最優先に 3R の推進に取り組み、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化・資源化の促進を図ります。

(1) 家庭系ごみの減量化・資源化

ア ごみの排出抑制行動の浸透

須賀川地方保健環境組合と連携しながら、市民の環境学習（衛生センター見学、ごみ出前講座等）への支援、広報やホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を活用した情報提供の強化により、簡易包装商品や詰替え商品の購入などのごみの排出抑制行動の浸透を図ります。

イ 分別の徹底と拡充

可燃ごみの中には、資源化できるものがあるため市民にさらなる分別の徹底を呼びかけ、ごみの減量化・資源化を促進します。

現在のプラスチック製容器包装の分別を維持し、食品トレイなどの分別の徹底を図るとともに、分別品目の拡充も検討します。

また、新たにプラスチック製品リサイクルを実施するに当たり関係機関と協議を進めます。

ウ 生ごみの減量化

生ごみ（食品廃棄物）の排出抑制を推進するため、排出前の水切りや乾燥後排出の徹底、食べ残しなどの食品ロスの削減を呼びかけます。

さらに、電動生ごみ処理機等設置奨励金支給事業を継続するとともに、広報等での

啓発により生ごみ排出抑制に努めます。

エ 集団資源回収の推進

資源回収実施団体奨励金等支給事業を継続し、地域コミュニティの形成、地域団体の育成を図るとともに、資源回収事業者の育成に努めます。

オ 家庭系ごみの有料化の検討

ごみ処理の有料化は、ごみの減量化や受益者負担の公平化の観点から全国で導入が進められてきています。本市においても、周辺市町村、須賀川地方保健環境組合と連携を図りながら、県内外の動向、社会経済情勢などを踏まえ、長期的視点での検討を進めていきます。

(2) 事業系ごみの減量化・資源化

ア 排出者責任の徹底

事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが法律により義務づけられているため、事業者に対しては、須賀川地方保健環境組合と連携して排出者責任の徹底を周知します。

また、商工会議所等の協力を得て、会報等による周知を検討します。

イ 事業系ごみの排出抑制の浸透

商品の簡易包装化や事業活動でのペーパーレス化など、ごみの排出抑制行動を推進します。

ウ 事業系ごみの適正処理の推進

事業系ごみが家庭系ごみへ混入している場合があるため、事業系ごみが適正に処理されるよう須賀川地方保健環境組合と連携し、事業者に対する監視・指導を徹底します。

エ 多量排出事業者への適正処理及び減量化指導

事業系ごみを多量に排出する事業者に対しては、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、同計画に基づき、実施状況を管理・指導することにより排出抑制を推進します。

オ 事業系ごみの排出抑制・資源化の強化

事業系ごみは生ごみの占める割合が多いことから、生ごみの排出抑制・資源化を強化します。

食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者（食品製造業、食料品卸・小売業、飲食店、宿泊施設等）に対し、生ごみの分別排出・資源化と食品ロスの削減に取り組む

よう指導の充実を図っていきます。

また、許可業者に対しては、分別収集の協力を要請していきます。

さらに、商工会議所等と連携しながら、会食などでの無駄な食べ残しを減らすよう、市民への周知を図ります。

カ 適正な手数料の徴収

事業系ごみの処理・処分手数料は、処理・処分原価と比較しながら必要に応じて見直しを行います。

キ 公共施設における減量化の推進

公共施設は、民間事業所のモデルとなるよう率先してごみの減量化・資源化に取り組みます。

(3) 普及・啓発事業

ア パートナーシップの形成

市民と事業者が連携して、協働した取組ができるよう、廃棄物減量等推進審議会及び環境推進員制度の充実を図ります。

イ 市民・事業者への意識啓発及び情報提供

市民及び事業者に対し、ごみ問題への関心や3Rの推進によるライフスタイルの転換など、ごみの減量化・資源化への意識啓発や情報提供を実施します。

(4) ESD 環境教育の推進

ごみや食品ロス等に関する地域座談会・勉強会、ごみ処理施設等の見学会、リサイクル分別体験など、学校や地域ぐるみで考え、学び、実践する生涯学習としての取組を推進します。

(5) 地域美化の推進

定期的な「地区清掃」、「道路・河川などの美化清掃」などを通じて、市民と協働して清潔できれいなまちづくりを推進します。

3 収集・運搬計画

(1) ごみの収集体制

ごみ減量化・資源化及び適正処理の観点から、須賀川地方保健環境組合と連携し、効率的なごみの収集運搬体制の構築を図ります。

(2) 収集運搬従事者に対する指導等

随時、収集運搬の適正な実施と作業時の安全・衛生の確保並びに交通事故防止等に関する教育、指導を行います。

(3) 収集不適ごみに対する適正排出の徹底

収集運搬業者と連携して分別の不備や処理困難物等の収集できないごみに対し、「排出禁止シール」や「分別啓発シール」などを貼り、適正排出を徹底します。

4 中間処理計画

(1) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は、2019（R1）年度より本格稼働し、日々継続的に発生するごみを適正に処理し、高効率ごみ発電設備により、熱エネルギーを最大限有効活用します。国が定める排出基準値等を高い水準で遵守することで、周辺環境への負荷の低減を図ります。

(2) 資源物ストックヤード施設

資源物ストックヤード施設には、年間約 1,700 t が搬入されており、その内ペットボトルと容器プラスチック類については、減容器装置で圧縮・梱包しリサイクル業者に引き渡すまでの中間処理を行っています。

また 2021（R3）年度からは、旧ごみ焼却施設解体跡地に新たに整備されたストックヤード施設を、段ボールをはじめとした古紙類、不要となった乾電池及び蛍光灯の再生処理に至るまでの保管場所として使用しています。

5 最終処分計画

最終処分計画は須賀川地方保健環境組合の計画により、適正処分の推進、最終処分場の延命化に努め、当面は森宿一般廃棄物最終処分場（2期）を活用し、2024（R6）年5月に完成予定の第二最終処分場と併用しながら、適正な維持運営管理を実施します。

6 その他の計画

(1) 災害廃棄物への対応

本市では、防災上必要と考えられる施策の基本計画として「須賀川市地域防災計画」を策定し、それに基づいた災害廃棄物等の処理に係る対応について、「須賀川市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

この計画は、地震災害や風水害などの自然災害が発生した際の災害廃棄物発生量の推計と処理体制の想定をしておくことで、発災後に迅速かつ適正な処理を図ることを目的としています。

なお、「須賀川市地域防災計画」の見直しや社会情勢の変化など、必要に応じて見直

しを行います。

ア 災害廃棄物の基本方針

- (ア) 衛生的かつ迅速な処理
- (イ) 仮置場等の安全性の確保
- (ウ) 環境への配慮
- (エ) 地域全体での共同体制
- (オ) 工場、事業場等において発生した災害廃棄物の処理

イ 仮置場候補地の選定

(ア) 選定の条件

- 条件 1 廃棄物処理施設（ごみ処理施設、最終処分場（跡地を含む）、グラウンド、公園、未利用工業団地等の公有地
- 条件 2 未利用工業跡地等で長期間利用が見込まれない民有地

(イ) 仮置場の設置・管理運営

仮置場は、災害規模に応じて災害廃棄物量を推計し、住民が直接搬入を行う一次仮置場と、主に災害廃棄物の破砕・選別などを行う二次仮置場に分けて設置します。

(ウ) 分別、処理方法

災害時においても、今後の処理や再生利用を考慮し、可能な限り分別を行います。また、災害廃棄物のうち、腐敗性のものについては、専門機関等に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行い、生ごみなどは、原則として、仮置場へ持ち込ませないようにします。

(エ) 処理困難物の処理

災害によって搬入された処理困難物・危険物等は適正に管理し、専門業者への委託等により適正に処理します。

ウ 災害廃棄物の処理

(ア) 災害廃棄物の処理

分別を徹底したのち、再資源化できないものは焼却又は埋立処分を行い、適正に処理します。

(イ) 処理施設の確保等

ごみ処理施設が被災し、又は処理能力以上の災害廃棄物発生により処理が困難な場合には、民間施設の利用など処理手順の確保を図ります。

(2) 不法投棄防止の推進

不法投棄や散乱ごみを防止するため、市民への啓発を進めるとともに、地域、警察、道路管理者等との連携による監視体制を強化します。また、市内の不法投棄がある箇所を特定し、監視カメラや看板を設置するなど、不法投棄されにくい環境の整備を推進します。

(3) 適正処理困難物への対応強化

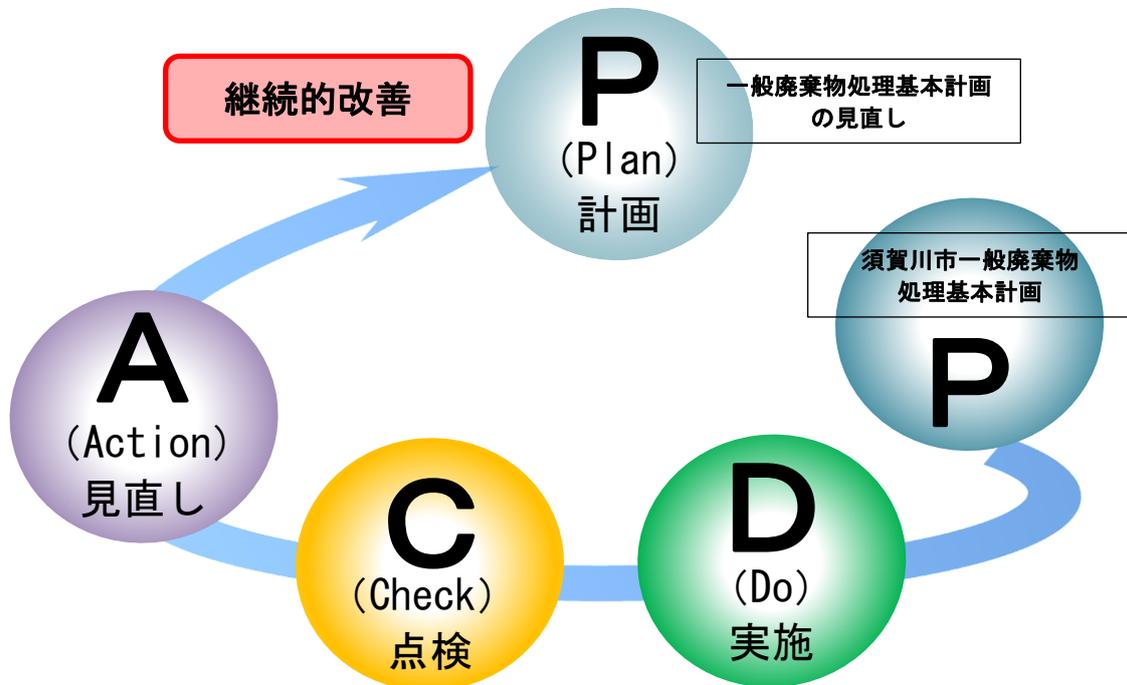
収集運搬や処理段階において適正処理が困難な物については、販売店・メーカーへ引取等を要請していきます。

(4) 計画の進行管理

環境マネジメントシステムの考え方に基づき計画の進行管理を行います。

本計画の目標に対する達成状況や目標達成に向けた取組内容等に対し、PDCA サイクル（図 2-19）を活用し、実績の把握や各種ごみ減量化・資源化施策等の分析・評価により、計画の進行管理を実施し、必要に応じて施策や事業内容の見直し、代替案の策定、新しい施策の検討等を行い、計画目標の効率的な達成に努めます。

また、これら調査・見直しのためのモデル地区の選定や、廃棄物減量等推進審議会などにおける施策評価方法などについても検討していきます。



PDCAサイクルとは、計画を策定(Plan)し、同計画に基づいて施策を実施(Do)し、目標の達成状況や施策の実施状況を分析・評価(Check)し、その後、必要に応じて見直し(Action)を実施することを言います。

図 2-19 PDCA サイクルのイメージ